

# 第2期近江八幡市教育振興基本計画

【令和4（2022）年度～令和8（2026）年度】



近江八幡市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

令和4年4月

近江八幡市教育委員会



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の構成	3

## 第2章 社会の動向と教育をめぐる現状

1	社会の動向	4
(1)	人口の推移	
(2)	急速な技術革新	
(3)	グローバル化の進展	
(4)	持続可能な開発目標（SDGs）の推進	
(5)	人生100年時代の到来	
2	本市の教育をめぐる現状と課題	7
(1)	新型コロナウイルス感染症による影響	
(2)	児童生徒数の推移	
(3)	確かな学力	
(4)	基本的な生活習慣	
(5)	社会性・公共心	
(6)	自尊感情・自己肯定感	
(7)	体力	
3	後期計画をふり返って	16
(1)	評価点	
(2)	成果と課題	

## 第3章 本市がめざす教育の姿

1	教育大綱「基本理念」	26
2	教育大綱「3つの柱」	27
3	教育大綱「5つの目標」	28
4	教育大綱「19の施策」	29

## 第4章 施策の方針と主な取組

1	施策の体系図	30
2	施策の方針と取組内容	35

<b>目標1</b>	<b>子どもの豊かな心と健やかな体、確かな学力を育成します</b>	35
------------	-----------------------------------	----

施策1 自ら学び、考え、協働できる「学ぶ力」の育成

施策2 多様な個性を理解し、自他を尊重する人権感覚の育成

施策 3	不登校やいじめ・問題行動などへの取組や支援の充実	
施策 4	特別支援教育の充実	
施策 5	就学前からの学びをつなぐ校種間のなめらかな接続の推進	
施策 6	情報化・グローバル化に対応した教育の推進	
施策 7	運動と食習慣の定着による健康の保持・増進	
<b>目標 2</b>	<b>ふるさとに愛着と誇りをもち、地域や社会に貢献できる人を育成します</b>	・・・48
施策 8	地域の歴史や伝統、文化に学ぶふるさと学習の推進	
施策 9	豊かな自然や人々の生活から体験的に学ぶ環境学習の推進	
施策 10	社会的・職業的自立につながるキャリア教育の推進	
<b>目標 3</b>	<b>新たな時代を見据えた学校園づくりを推進します</b>	・・・53
施策 11	教員の資質・指導力の向上と学校園の組織力の充実	
施策 12	安全・安心で豊かな教育環境の整備・充実	
施策 13	急速な情報化社会や技術革新に対応した教育環境の整備・充実	
<b>目標 4</b>	<b>家庭・地域の力を高め、社会全体で子どもを育てます</b>	・・・59
施策 14	学校園・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組む体制の確立	
施策 15	家庭における生活習慣、学習・読書習慣の定着と地域の力を生かした学びの充実	
施策 16	子どもの育ちを支える親の学びや相談・支援体制の充実	
<b>目標 5</b>	<b>生涯にわたり学び続けるまちをめざします</b>	・・・65
施策 17	多様な学習機会の充実	
施策 18	文化芸術に触れる機会の充実とスポーツ活動の推進	
施策 19	読書活動の推進と読書環境の充実	

## 第5章 計画の実現に向けて

1	計画の推進	・・・72
2	計画の進行管理	・・・72

## 参考資料

1	用語解説	・・・73
2	近江八幡市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	・・・85
3	近江八幡市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	・・・87
4	計画策定の経過	・・・88

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成24(2012)年3月に期間を10年間とした「近江八幡市教育振興基本計画」を策定しました。平成28(2016)年度には、「第1期近江八幡市教育大綱」との整合を図り、中間年度としての検証を行うため、「近江八幡市教育振興基本計画中間評価委員会」を設置し、施策の中間評価並びに後期5年間に向けた「近江八幡市教育振興基本計画(後期)」(以下「後期計画」という。)を策定し、教育の振興のための施策を総合的に推進してきました。

「後期計画」の計画期間が終期を迎えようとしている今、これからの社会を見通すと、少子高齢化のさらなる進展、急速な技術革新やグローバル化\*が進む超スマート社会\*(Society 5.0)の到来など社会の在り方が大きく変化していくと予想されます。また、私たちの生命や生活、価値観などにも大きな影響を及ぼした今般の新型コロナウイルス感染症のように、世界的規模の感染拡大や災害、環境問題など、あらゆることますます複雑化し、これまで当たり前としていたことを見直さなければならない予測不能な時代となるとされています。

このような社会環境の変化は、教育の在り方にも影響し、これからは、ICT機器を活用し子どもの力を最大限に引き出し、「個別最適な学び\*」と「協働的な学び\*」を一体的に充実していくことなど新しい時代の教育が求められています。

本市においても、今まで以上に確かな学力を育成し、個性や多様性を互いに尊重し、溢れる情報の中から自らが必要であるものを選択し課題を解決していく力を身につけ、変化し続ける社会の中でも夢や志をもち、学んだことを社会や人生に生かしていける、これからの時代を生き抜く子どもを育てたいと考えます。

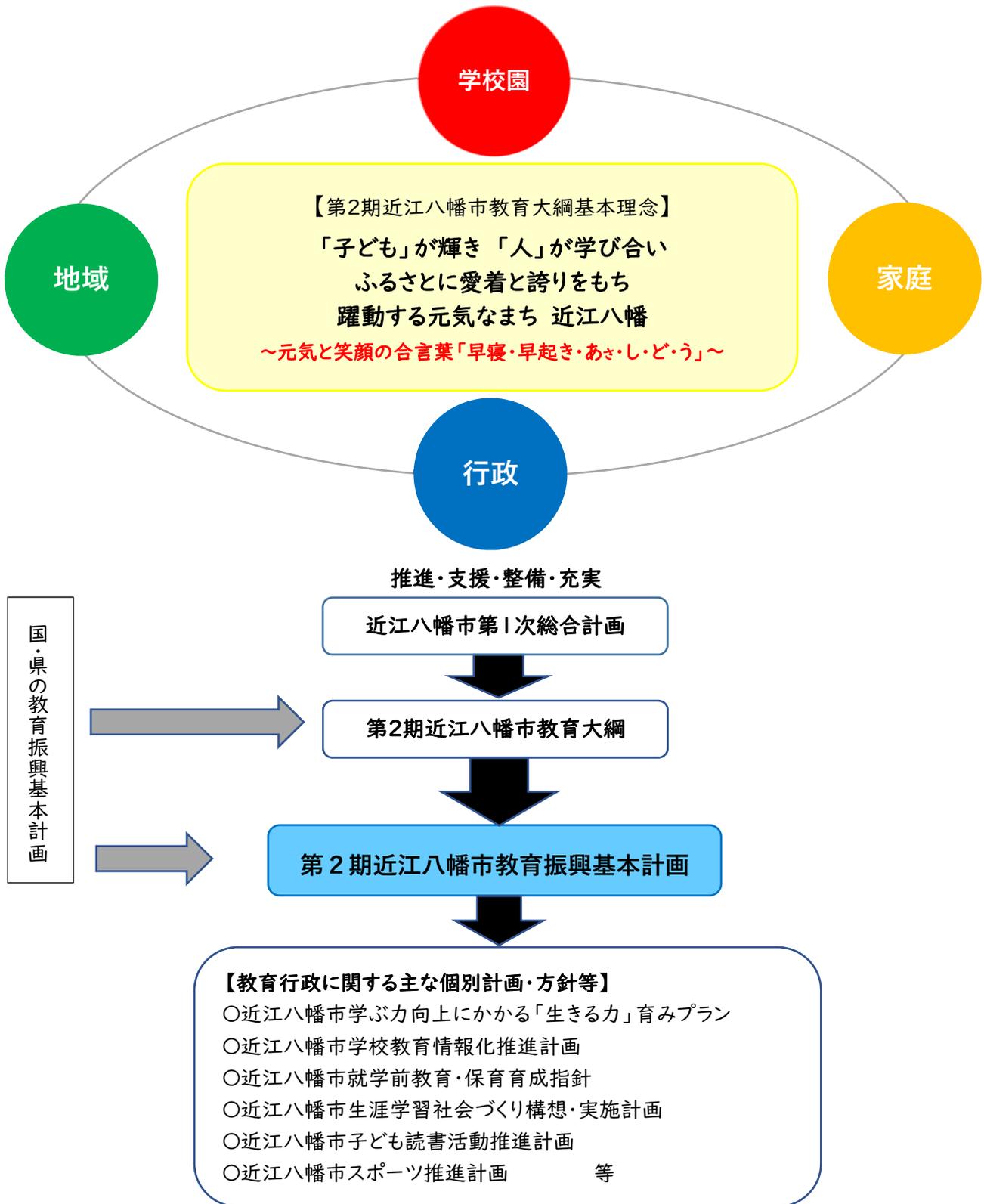
そのため、社会状況の変化やこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、「第2期近江八幡市教育振興基本計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、総合的な施策についての目標や方針を定めた「第2期近江八幡市教育大綱」を実現するための基本計画であるとともに、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本計画です。そのため、本市がめざす教育の姿を定めた「第2期近江八幡市教育大綱」にある「基本理念」「3つの柱」「5つの目標」「19の施策」を継承します。

<計画のイメージ図>

※本計画における学校園とは、幼稚園、保育所(園)、こども園、小学校及び中学校の総称です



### 3 計画の期間

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

## 4 計画の構成

### 基本理念

「子ども」が輝き 「人」が学び合い  
 ふるさとに愛着と誇りをもち  
 躍動する元気なまち 近江八幡

～元気と笑顔の合言葉「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」～

3つの柱

5つの目標

19の施策

①子どもが育つ

目標①  
 子どもの豊かな心と健やかな体、確かな学力を育成します

- ① 自ら学び、考え、協働できる「学ぶ力」の育成
- ② 多様な個性を理解し、自他を尊重する人権感覚の育成
- ③ 不登校やいじめ・問題行動などへの取組や支援の充実
- ④ 特別支援教育の充実
- ⑤ 就学前からの学びをつなぐ校種間のなめらかな接続の推進
- ⑥ 情報化・グローバル化に対応した教育の推進
- ⑦ 運動と食習慣の定着による健康の保持・増進

②親が育つ

目標②  
 ふるさとに愛着と誇りをもち、地域や社会に貢献できる人を育成します

- ⑧ 地域の歴史や伝統、文化に学ぶふるさと学習の推進
- ⑨ 豊かな自然や人々の生活から体験的に学ぶ環境学習の推進
- ⑩ 社会的・職業的自立につながるキャリア教育の推進

③市民（人）が育つ

目標③  
 新たな時代を見据えた学校園づくりを推進します

- ⑪ 教員の資質・指導力の向上と学校園の組織力の充実
- ⑫ 安全・安心で豊かな教育環境の整備・充実
- ⑬ 急速な情報化社会や技術革新に対応した教育環境の整備・充実

目標④  
 家庭・地域の力を高め、社会全体で子どもを育てます

- ⑭ 学校園・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組む体制の確立
- ⑮ 家庭における生活習慣、学習・読書習慣の定着と地域の力を生かした学びの充実
- ⑯ 子どもの育ちを支える親の学びや相談・支援体制の充実

目標⑤  
 生涯にわたり学び続けるまちをめざします

- ⑰ 多様な学習機会の充実
- ⑱ 文化芸術に触れる機会の充実とスポーツ活動の推進
- ⑲ 読書活動の推進と読書環境の充実

各種取組の実施

## 第2章 社会の動向と教育をめぐる現状

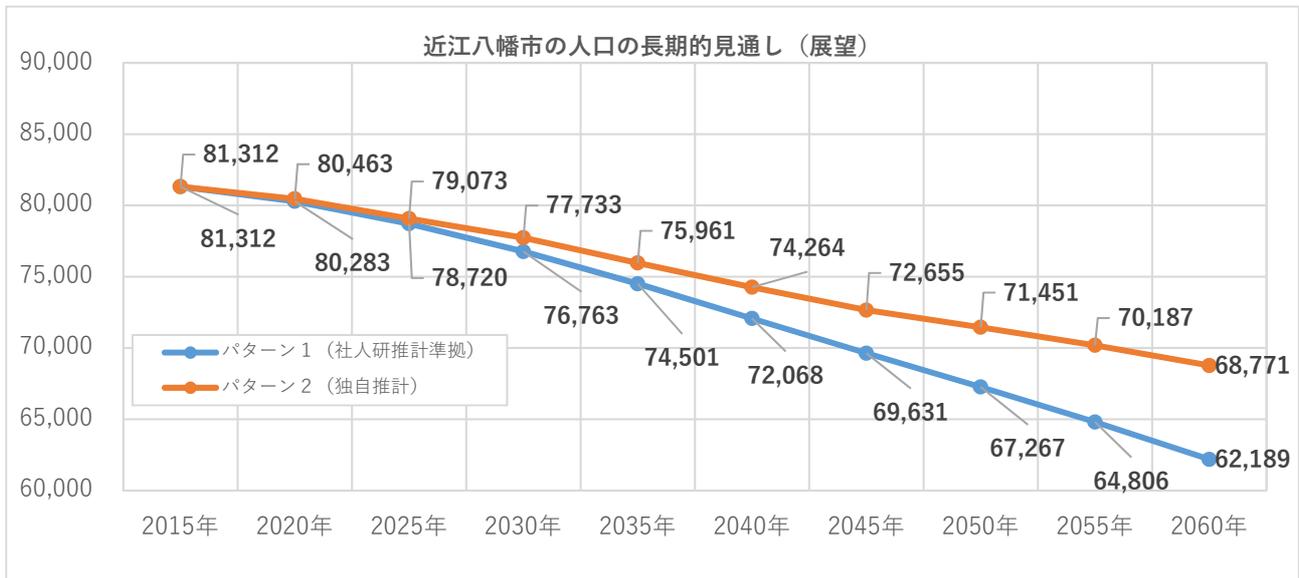
### 1 社会の動向

#### (1) 人口の推移

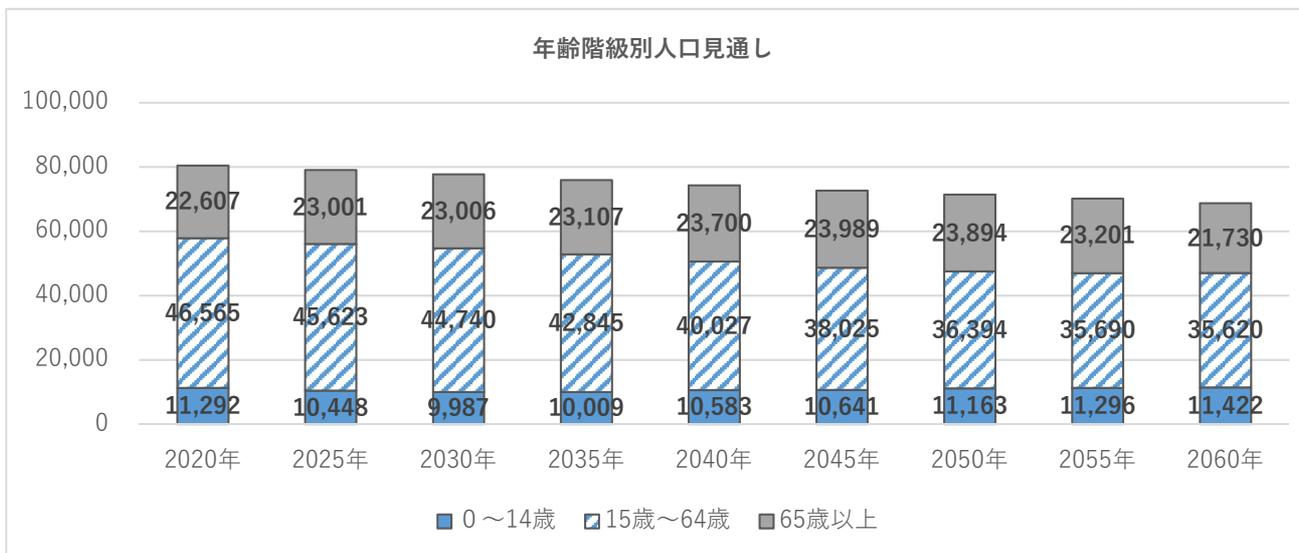
本市の人口は、平成27(2015)年度以降減少傾向で推移していますが、亡くなる方が生まれてくる子どもの数を上回る「自然減」の状態が始まり、今後、少子高齢・人口減少社会は急速に進行していくと予想されます。

また、将来推計人口については、令和3(2021)年3月に策定した「近江八幡市 まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2期」の人口ビジョンにおいて、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計をもとにした本市の独自推計により令和42(2060)年に人口7万人程度を維持する展望が示されています。

「近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2期」より



「近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2期」基礎データより



## (2) 急速な技術革新

近年、情報通信技術（ICT\*）などの分野における技術革新は急速に進展しており、IoT\*やAI\*等の先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、私たちの社会や生活が大きく変わる「超スマート社会\*（Society5.0）」の到来が予想されています。このような技術革新は、今後も加速的に進むことが予想され、我が国の労働人口の相当規模が技術的にはAI\*やロボット等で代替できる可能性がある一方、新たな職業も生み出されていく可能性もあり、雇用形態や労働市場を大きく変容させる可能性が指摘されています。

子どもがこのような変化の激しい時代を生き抜いていくために、情報モラル\*をはじめ基本的な情報活用能力\*、プログラミング的思考力\*を育むとともに、一人ひとりに人間ならではの感性や創造性により新しいものを生み出す力を育むことも求められてきます。

## (3) グローバル化\*の進展

情報発信や交通手段等の飛躍的な技術革新の進展により、海外からの人材を国内でも登用する動きが活発となり、本市においても、外国人人口が増加し、学校における外国籍の子どもや両親のうちいずれかが外国籍である子どもの人口も近年増加傾向にあります。

今後、一層のグローバル化\*の進展が予想される中、国際社会においても社会的な課題を自ら発見し、判断し、解決する能力を持ったグローバルに活躍する人材の育成が求められてきます。国内外の様々な面で、異なる言語や文化に対する理解を深め、適切かつ主体的に意見を述べ、交流することができるコミュニケーション能力を育む必要があります。

## (4) 持続可能な開発目標（SDGs\*）の推進

平成27（2015）年9月に開催された国連サミットにおいて、令和12（2030）年までの行動計画として、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs\*）」が採択されました。

本市はこれまで、SDGs\*の達成につながる取組を展開してきましたが、今後は、全施策に対し、「誰一人取り残さない」SDGs\*の視点を意識し、子どもだけでなく、全ての市民が、地域や社会、さらには世界における様々な課題について自らの問題として捉え、多様な他者と協働しながら、自らの可能性を発揮し、持続可能な未来に向けて取り組むことが求められます。

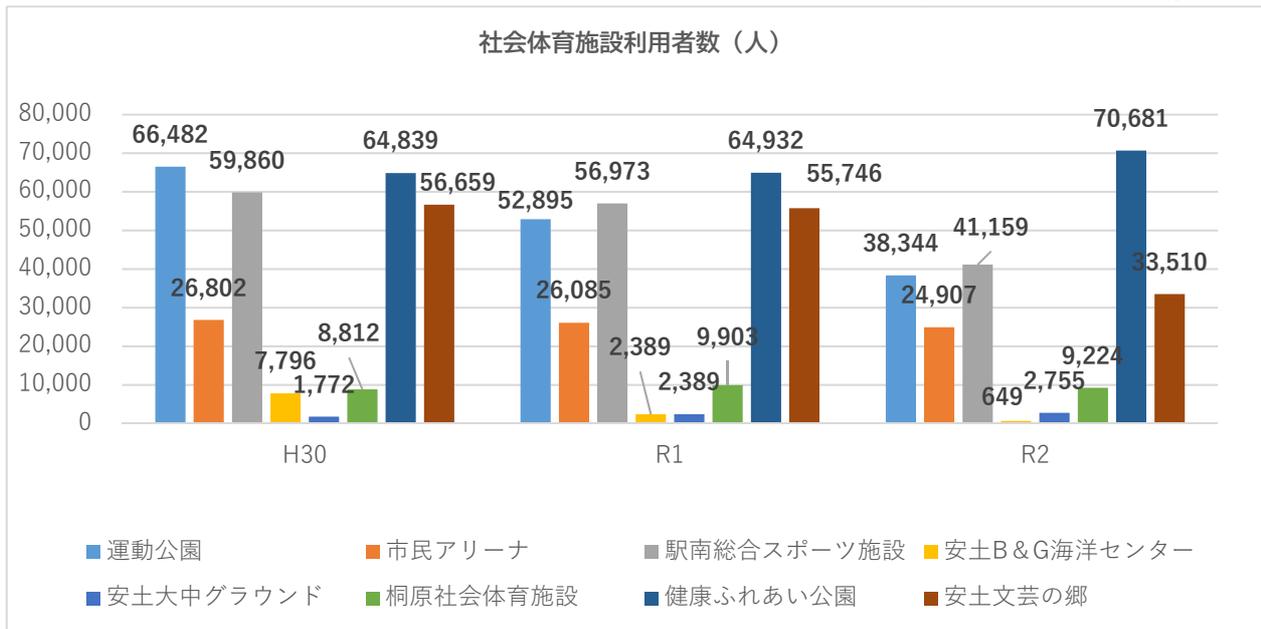


### (5) 人生100年時代\*の到来

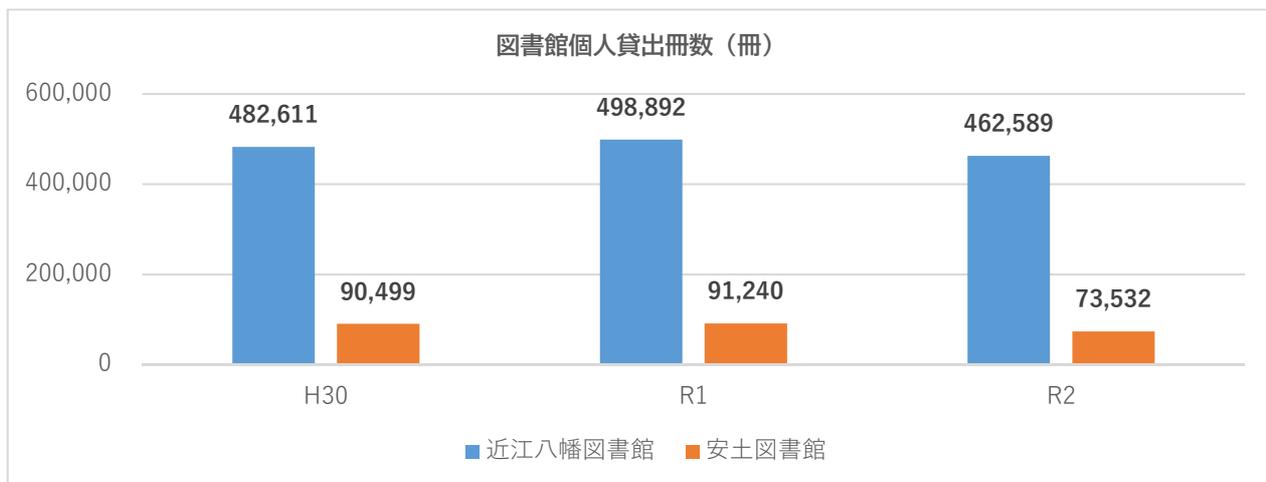
医学の進歩等により平均寿命が伸び、「人生100年時代\*」の到来が予想されています。これからの長寿社会の中、今後の長い人生をより豊かに生きるため、生涯にわたり学び続けられる環境の整備が求められています。自ら学び自己の能力を高めるとともに、学んだ成果を地域活動に生かせる仕組みづくりも必要です。

いつでも、どこでも、いつまでも、市民のだれもが、自分のペースで自分の可能性に挑戦し活躍できるよう、文化芸術やスポーツに触れる機会をはじめ、様々な学習機会の充実を図る必要があります。

「社会体育施設利用者状況」より



「図書館の概要 令和2年度」より



## 2 本市の教育をめぐる現状と課題

### (1) 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行（パンデミック）という危機に直面し、その影響は、政治や社会、経済、私たちの行動・意識・価値観など多方面に波及しています。感染状況がどうなるのかという予測が極めて困難な中、教育行政においては、新型コロナウイルス感染症の影響下であっても、感染拡大防止対策を行いつつ教育活動を継続し、幼児児童生徒の育ちや学びが保障されるように取り組んできました。

#### 小中学校

##### (学校の役割の再認識)

令和2(2020)年3月から5月末までの一斉臨時休校措置を行った期間中は、子どもの学力保障だけでなく、生活習慣の乱れや運動不足、ストレスなどの健康問題、また、家庭内での児童虐待についても心配されました。そこで、インターネットを活用した家庭学習や子どもの姿を観察できるように、家庭訪問による課題の指示や分散による登校を実施しました。

6月から学校を再開しましたが、「友達に会えた」、「学校での勉強が楽しい」という声が学校現場で聞かれ、改めて子どもにとって学校がどれだけ大きな存在であったのかを認識することになりました。しかし、部活動や運動会、また修学旅行などの行事については、感染拡大を防止する観点から、実施方法の見直しを図りました。学校によっては、合唱コンクールや、職場体験学習、プール実習などを中止することにもなりました。このようなことから、学校での集団づくりや学習活動で求められたのは、子どもが主体的に取り組める仕掛けや工夫でした。

##### (継続した学びの保障)

令和3(2021)年度は、国が進めるGIGAスクール構想\*として、児童生徒に1人1台のタブレット端末が整備され、本格的に活用することとなりました。学校での活用が前提でしたが、非常時における子どもの学びの保障として、インターネット環境のない家庭でも活用できるよう、無線Wi-Fiルーターを準備し全ての児童生徒が家庭でも活用できる環境を整備しました。

新たな変異株の出現もあり、子どもへの感染も散見されるようになる中でも、感染症対策を行いつつ工夫を凝らし教育活動を継続してきました。しかし、県域での感染拡大を受け8月27日に滋賀県に緊急事態宣言が発令され、9月末まで延長されることとなりました。学びの保障にいかにつとめるのか、学校現場とも十分に協議し、中学校では、家庭でのオンライン学習を併用した分散登校を実施しました。小学校においては、低学年に分散登校が困難なことから接触を軽減する短縮日課での授業を実施しました。1月に入り、変異株の流行により学級閉鎖が相次ぎましたが、学校での学びを継続することができました。

この新型コロナウイルス感染症が今後どのように変わっていくかについて予測することは困難ですが、学校においては、教育活動の安易な自粛でなく、子どもの達成感や自尊感情\*の醸成につながる学習機会の保障に向けた主体的な取組が求められています。

## 就学前施設

（「学びの芽生え\*」保障と集団保育の重要性）

就学前施設は、施設の形態に応じて、休園や家庭保育の協力を要請する中、令和2（2020）年度学年始の2か月間は、どの施設においても各々が命を守るため集団保育の保障が難しい期間となりました。園所で過ごす子どもの元気な笑顔の背景には、保護者の方の大きな養護があったことを改めて感じ、子ども一人ひとりの存在の大きさ、また、友達と関わりながら集団として教育・保育が展開されることで、子どもの育ちと「学びの芽生え\*」を保障できていたことを実感し、その重要性を再認識した期間となりました。

家庭で過ごす子どもには、親子で楽しめる遊びを、また、可能な限り園庭を開放することにより、遊びの場を提供するなど家庭連携に努めました。

6月以降に集団としての教育・保育を再開していく中で、施設に子どもの喜々とした声が戻り、環境を通じた遊びが展開されると、集団としての教育・保育が戻るかのように思われました。しかし、大きく違っていたことは、これまで集団生活の中で友達や保育者と存分に触れ合い関わりながら身に付けていた安心感からの愛着形成や、遊びを通して育まれる「学びの芽生え\*」を、密を避けwithコロナ\*を踏まえた「新しい生活様式\*」という正反対ともいえる環境の中で保障していかなければならないことでした。幼児期の教育は環境を通して行うことから、このことは大きな課題となりました。

ところが集団での保育が再開されてからの子どもは、そうした感染対策に配慮した環境や関わりの中でも、家庭で過ごしていた期間にwithコロナ\*での生活を経験としてため込み、感染対策そのものも遊びに取り入れ、ごっこ遊びやままごと遊びなどの中で、楽しくたくましく遊びを展開していました。環境の変化にしなやかに順応し遊びや生活に取り入れていく姿は、子どもに身に付けてほしい「生き抜く力\*」そのものです。

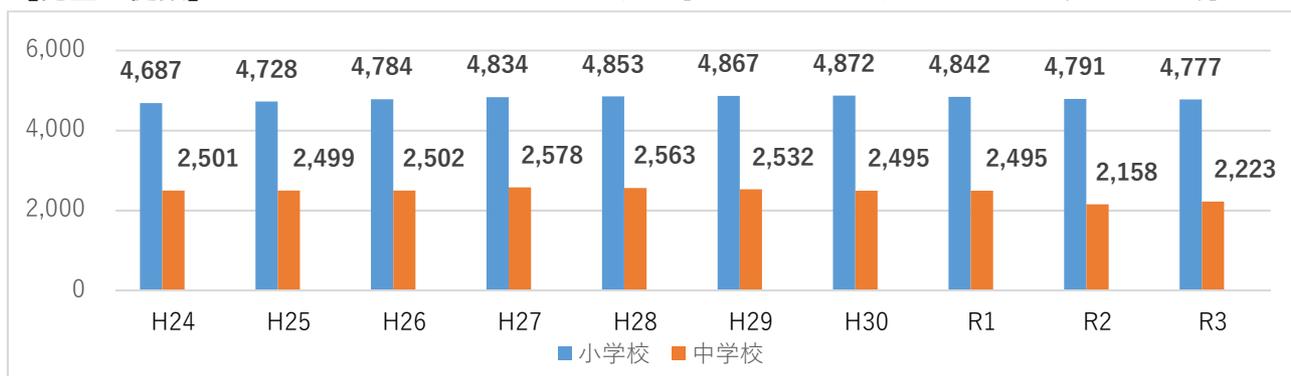
集団生活においてwithコロナ\*を踏まえた「新しい生活様式\*」の中で、いかに柔軟に子どもの遊びによる「学びの芽生え\*」を育み、保障していくかが今後の就学前教育・保育に求められます。

## (2) 児童生徒数の推移

本市の直近10年間の児童生徒数の推移については、小学校が、平成30(2018)年度の4,872人をピークに減少傾向にあり、中学校が平成27(2015)年度の2,578人をピークに減少傾向にあります。今後、学年によっては1学級しかない小規模な学校が増加することも懸念されますが、子ども同士が交流や体験を通して切磋琢磨する機会を確保し、これからの社会を生き抜くために必要な資質や能力を育む学習環境を整備していく必要があります。また、一方で、特別支援教育を必要としている児童生徒数や日本語指導が必要な児童生徒数については年々増加傾向にあり、今後も増加していくものと考えられます。個々の特性に応じてきめ細やかに支援できる学習環境を整備していく必要もあります。

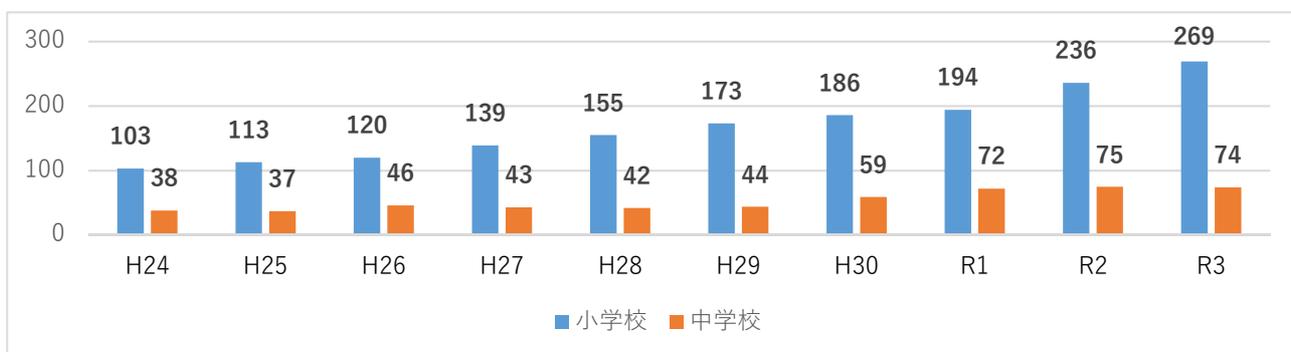
### 【児童生徒数】

「令和2年版近江八幡市統計書」及び「公立小・中学校児童・生徒数(5月1日現在)」より



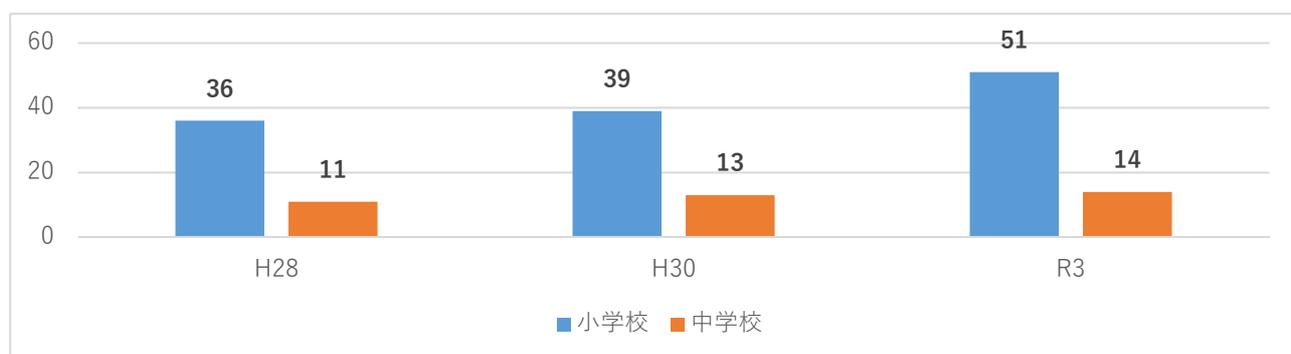
### 【特別支援学級在籍の児童生徒数】

「公立小・中学校児童・生徒数(5月1日現在)」より



### 【日本語指導が必要な児童生徒数】

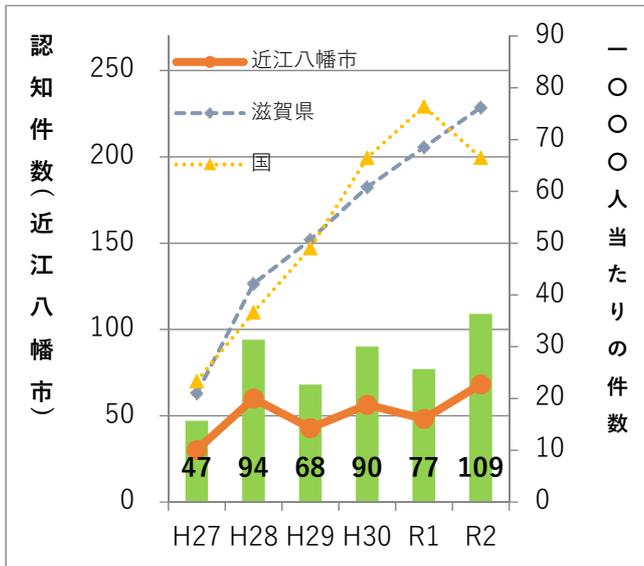
「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」より



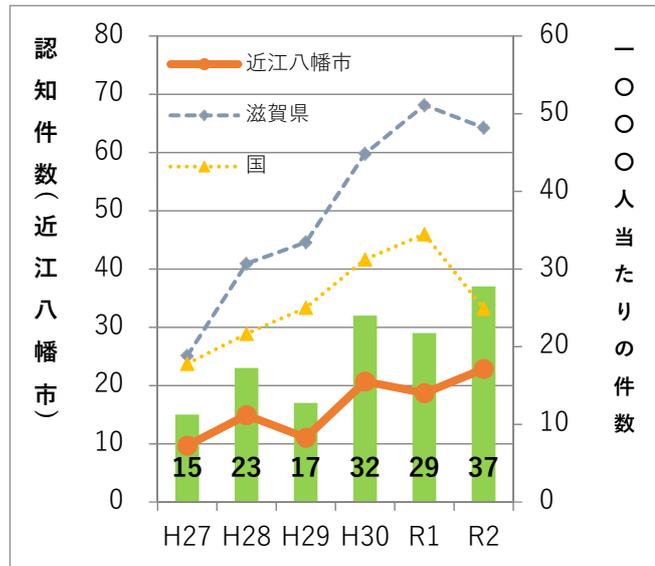
## 【いじめの認知件数】

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

### 小学校



### 中学校

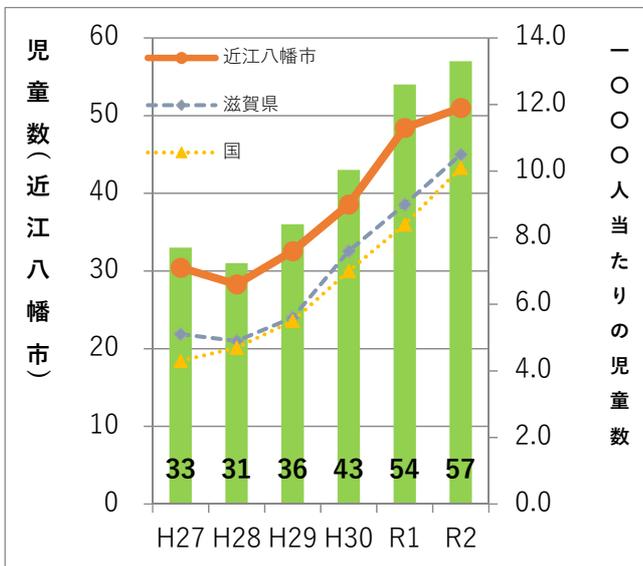


いじめの認知件数は、小中学校ともに増加していますが、1,000人当たりの認知件数は国や県の件数よりも大幅に下回っています。いじめ防止対策推進法に基づき、正確ないじめの認知に努めていきます。また、児童生徒の主体的な取組を進め、未然防止に取り組むことが大切です。

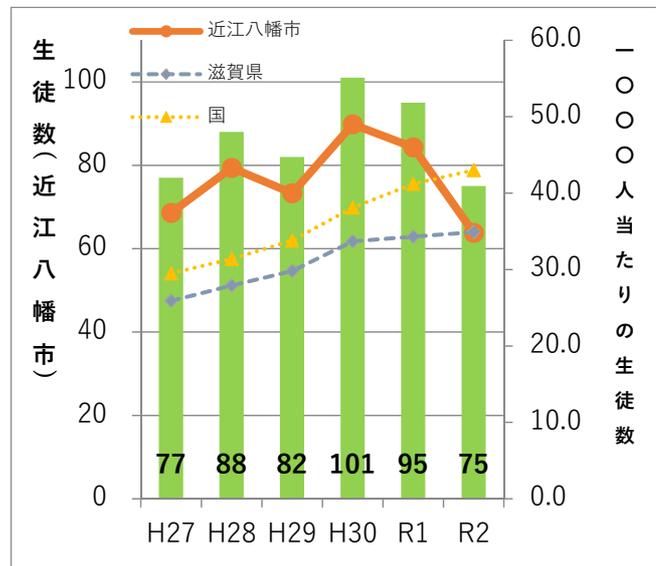
## 【不登校児童生徒数】

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

### 小学校



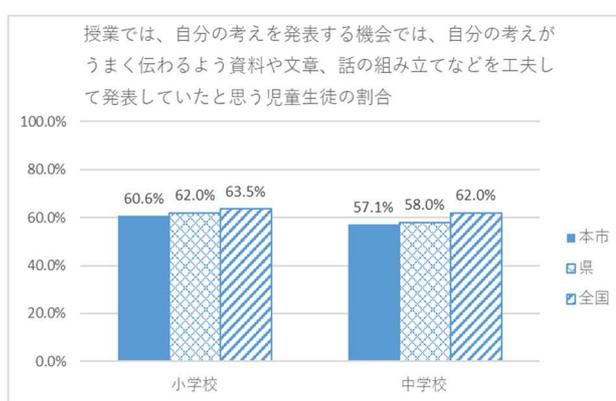
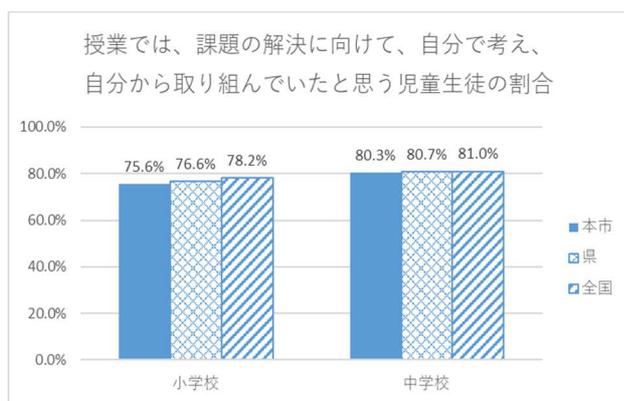
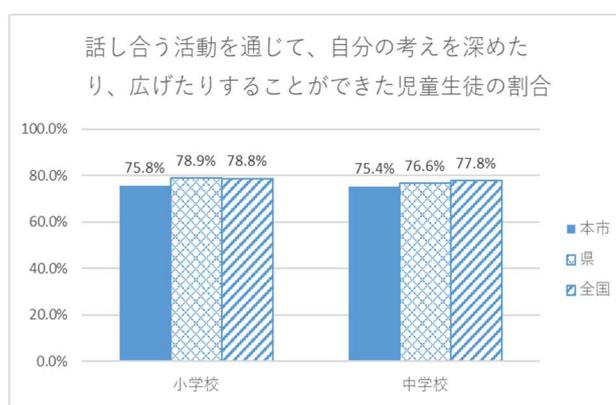
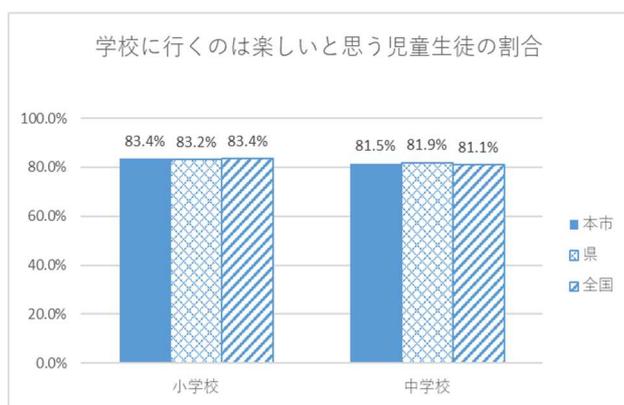
### 中学校



不登校児童生徒数は、小学校では、平成29(2017)年度以降、年々増加しており、1,000人当たりの児童数についても国や県の数値を上回っています。一方、中学校では、減少傾向にあり1,000人当たりの生徒数についても国の数値を下回りましたが、依然高いレベルにあります。不登校の背景には様々な課題があり、SC\*(スクールカウンセラー)やSSW\*(スクールソーシャルワーカー)等を積極的に活用してアセスメント\*を行い、関係機関と連携して課題の改善に取り組む必要があります。

### (3) 確かな学力

「令和3年度全国学力・学習状況調査」より

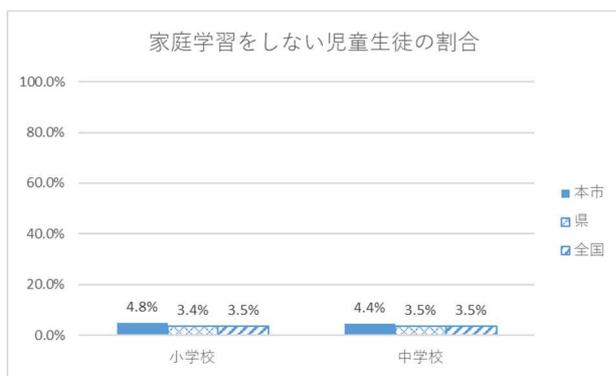
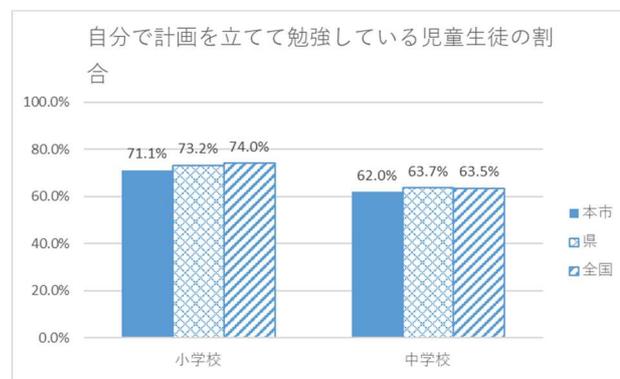
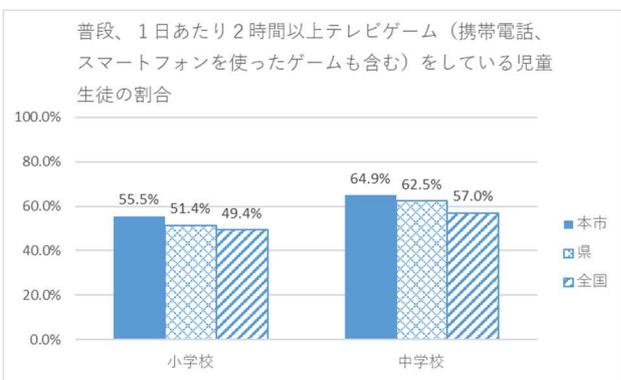
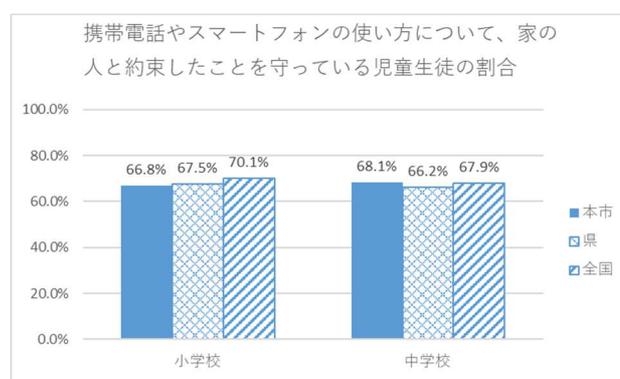
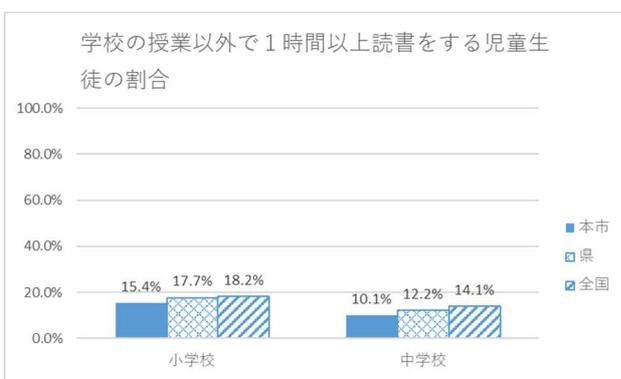
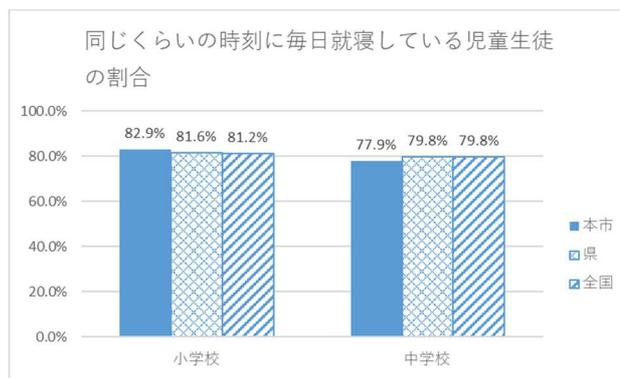
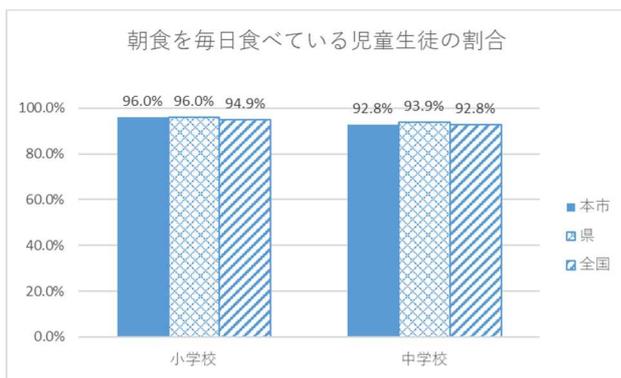


新学習指導要領の全面実施に伴い、その内容等を踏まえながら、自力解決を図りつつ、ペア学習やグループ学習などの「協働的な学び\*」など、児童生徒の学習状況の実態に応じて授業改善を図っています。

「全国学力・学習状況調査\*」の結果では、子どもの80%以上が学校生活を楽しいと感じている一方で、小学校・中学校の国語、算数・数学の平均正答率では、ともに全国を下回っており、全国との差が-5%以内と全国との差が縮まってきているものの、依然として学力の定着に課題が見られます。特に、資料から必要な情報を選択して自分の考えをまとめて説明するなどの「読み解く力\*」や、学習したことを活用して生活や社会の中にある課題の解決に向けて主体的に取り組むことなどに課題が見られます。

## (4) 基本的な生活習慣

「令和3年度全国学力・学習状況調査」より



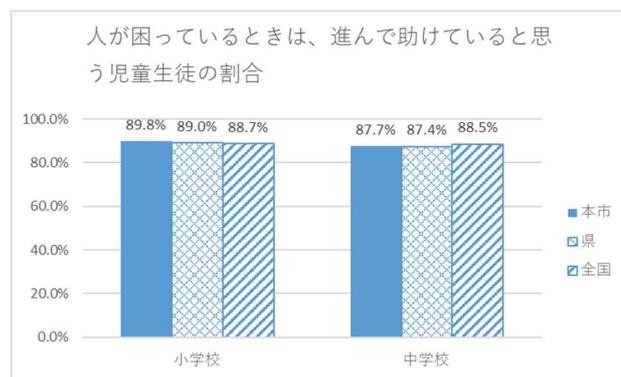
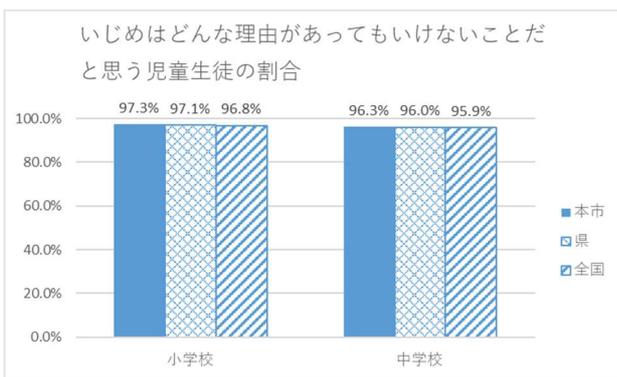
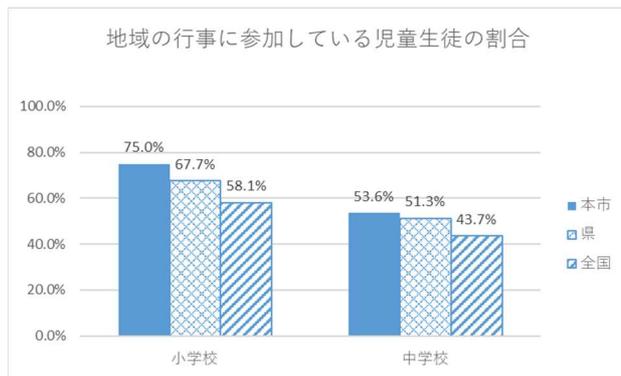
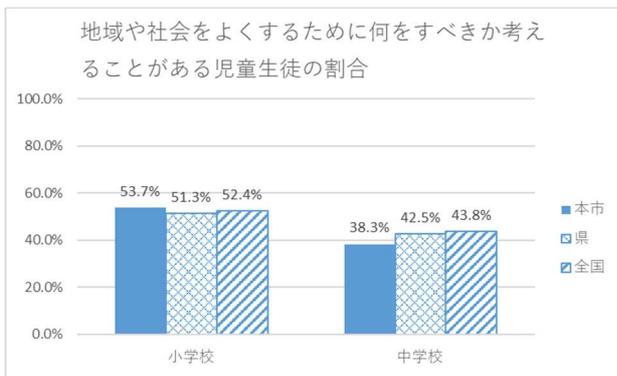
社会が多様化し、変化する中で、子どもを取り巻く生活環境も大きく変化していることから、「早寝・早起き・あさ・し・ど・う（あいさつ・食事・読書・運動）運動」（26 ページ参照）を実施し、生活習慣の定着を図っています。

「全国学力・学習状況調査\*」の結果から、本市の子どもは、毎日朝食を食べている割合や同じくらいの時間に就寝している割合は高くなっています。一方、全国と比較して、自分で計画を立てて勉強をする割合が低く、家庭学習を全くしない割合も高くなっています。さらに普段、2時間以上、テレビを見たり、ゲームやインターネットをしたりして過ごす割合も高いことなど、子どもの学習習慣の定着に課題が見られます。

また、朝読書や図書ボランティアによる読み聞かせ、ブックトーク\*など、子どもの読書機会を増やすための取組をすすめていますが、全国と比較して学校の授業以外で読書をする割合が低いところに課題が見られます。

## （５）社会性・公共心

「令和３年度全国学力・学習状況調査」より

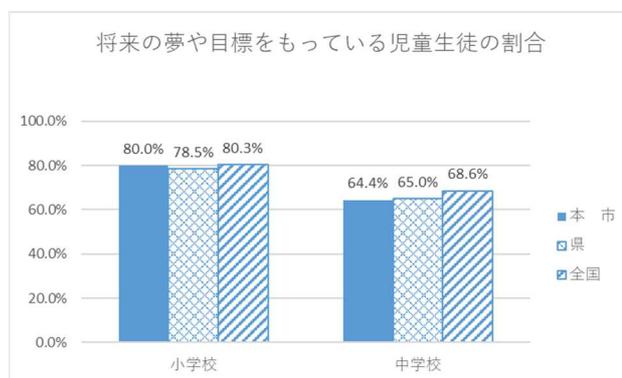
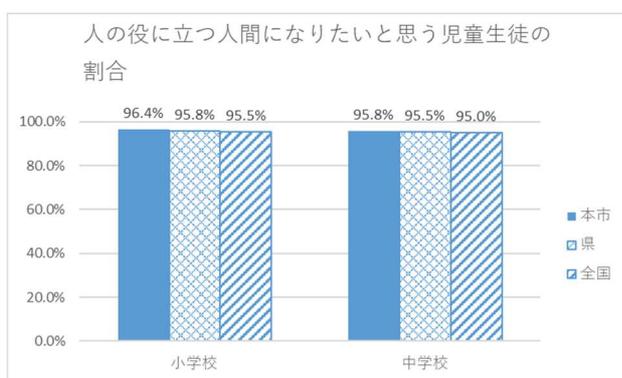
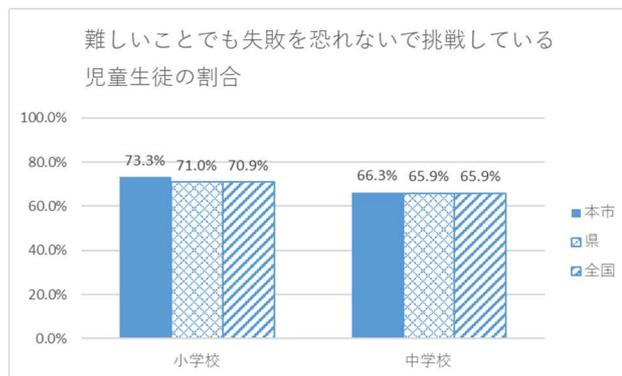
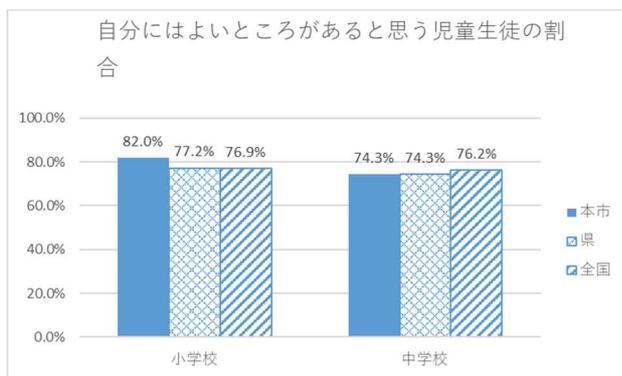


子どもの社会性の希薄化や主体性の低下が指摘されていることから、地域教材を活用した道徳の授業や豊かな自然の中での体験活動、地域の伝統や文化から学ぶふるさと学習などをすすめています。

「全国学力・学習状況調査\*」の結果から、本市の子どもは、地域行事への参加率が高く、地域とのつながりも深いというよさが見られます。また、いじめはいけないことだという意識も高く、困っている人を見たら助けるという心の成長も見られます。

## (6) 自尊感情\*・自己肯定感\*

「令和3年度全国学力・学習状況調査」より

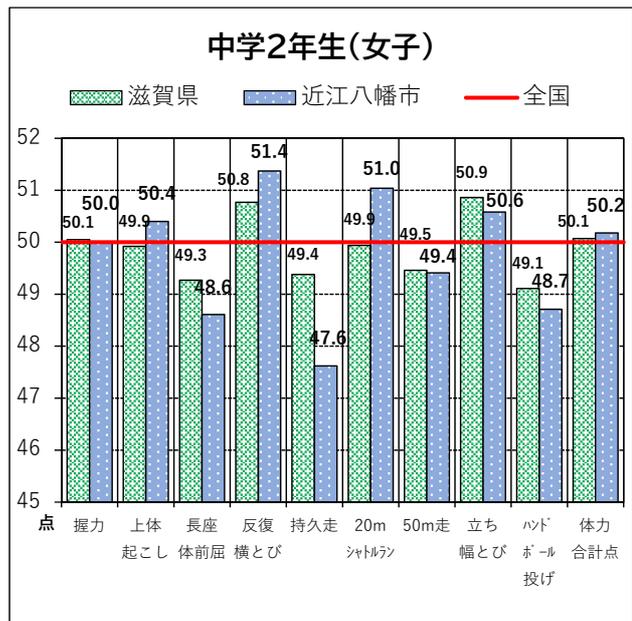
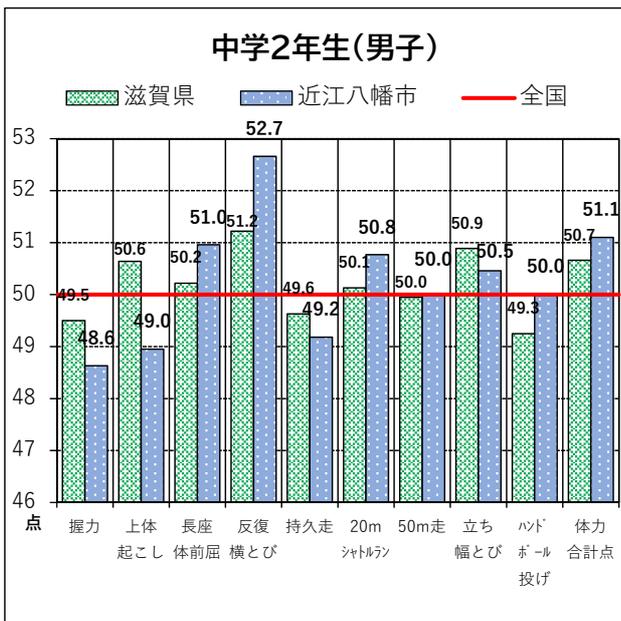
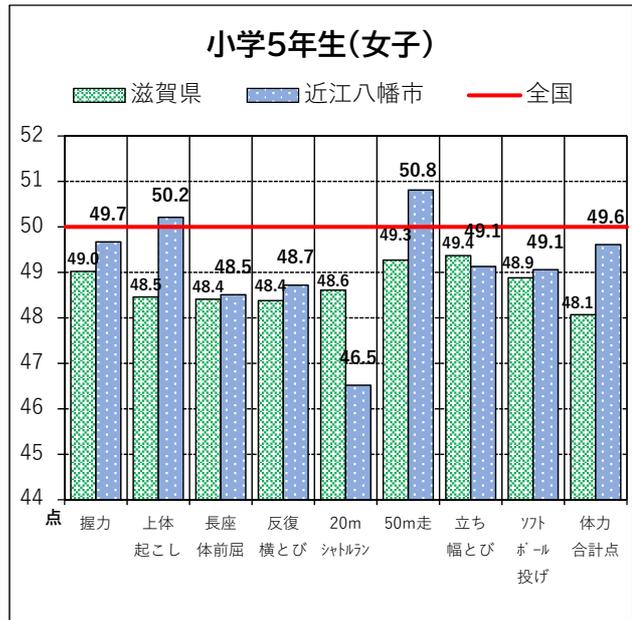
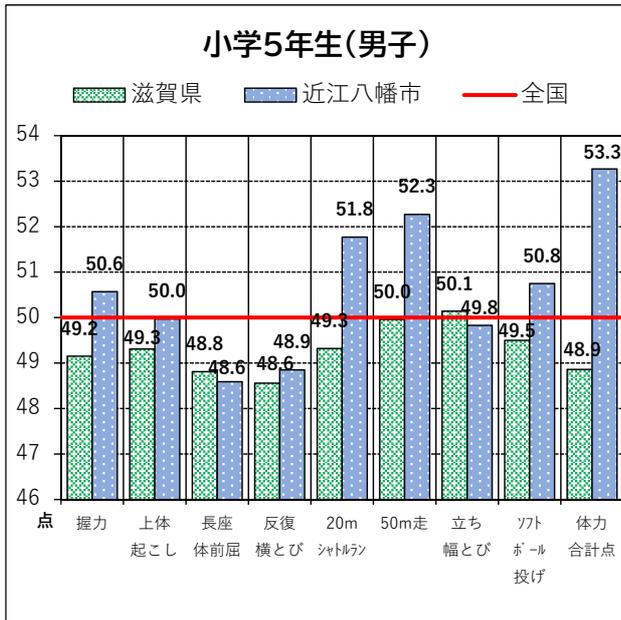


人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念、生きる喜びや夢をもち、人としてよりよく生きることを深く考えることができるよう、教育の充実を図っています。

「全国学力・学習状況調査\*」の結果から、本市の子どもは、自己肯定感\*も高く、チャレンジ精神をもっているところが見られます。しかし、中学校で、将来の夢や目標をもっている割合が下がっているところに課題が見られます。

## (7) 体力

「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」より



子どもを取り巻く生活環境も大きく変化しており、運動にすすんで親しむ子どもとそうでない子どもの運動習慣や体力の二極化がすすんでおり、体育の授業や体育的行事、運動部活動などにおいて、運動習慣の定着や体力の向上をめざしています。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査\*」の結果から、本市の男子の体力合計点は、小学生・中学生ともに全国や県と比較して高くなっています。一方、小学生女子の体力合計点は、全国より低いですが、中学生になると全国を上回ります。しかし、男子の筋力・筋持久力(上体起こし)、女子の柔軟性(長座体前屈)や投力(ソフトボール投げ・ハンドボール投げ)においては、課題が見られます。

### 3 後期計画をふり返って

#### (1) 評価点

目 標		評価点
目標 1	基本的な生活習慣の育成を基調とした“近江八幡の子ども”を育みます	64
目標 2	創意工夫し、問題解決できる力を育成します	67
目標 3	実態に即した特色ある就学前教育の充実に努めます	61
目標 4	目標を明確に設定した確かな学力を育成します	62
目標 5	国際化を視野に入れた人材育成に努めます	60
目標 6	健やかな心と体を育成し、人権が尊重される環境づくりに努めます	64
目標 7	非行・いじめゼロを目指して、家庭や地域ぐるみで学習や啓発に努めます	62
目標 8	親への学習機会の提供と充実に図り、学習成果が活かせる仕組みの構築に努めます	57
目標 9	近江八幡の自然・歴史・文化を大切にする心を養い、文化遺産の保存・活用・継承を図ります	62
目標 10	地域活動や伝統文化に親しむ機会を充実し、郷土愛が醸成できる環境づくりに努めます	61
目標 11	誰もが生涯にわたり気軽に文化・スポーツにふれることができる機会を充実します	62
目標 12	読書環境の充実に努め、「誰でもなんでも聞ける・調べられる図書館」を目指します	72
目標 13	教員の指導力と学校の組織力の向上に努め、安全で安心な信頼される学校づくりを目指します	62
目標 14	学校・家庭・地域の連携強化を図り、子どもの成長を支えます	61
目標 15	子どもの教育環境の整備・充実に努めます	66
目標 16	個の特性に応じた教育を推進します	65

※評価点は、令和3年度【評価対象：令和2年度実施事業】における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における評価点を100点換算したものです。

## (2) 成果と課題

### 目標 1

#### 基本的な生活習慣の育成を基調とした“近江八幡の子ども”を育みます

学校園・家庭・地域において、基本的な生活習慣の確立をめざし、「早寝・早起き・あさ・し・ど・う（あいさつ・食事・読書・運動）運動」（26 ページ参照）への取組をすすめました。また、アンケートの実施や担当者会を開催することにより、取組への検証や学び合いを深め、この運動が充実したものとなるよう、取り組みました。

国立青少年教育振興機構などで構成する全国協議会の調査では、規則正しい生活を送っていた人は大人になってからの自尊心\*、規範意識\*、へこたれない力などの資質・能力が高いことが結果として表れています。本市においても「全国学力・学習状況調査\*」の結果から「自分にはよいところがある」「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している」と、回答する子どもの割合が少しずつ増加している傾向にあり、引き続きこの運動の取組の充実、拡充を図る必要があります。

### 目標 2

#### 創意工夫し、問題解決できる力を育成します

「主体的・対話的で深い学び\*」の視点から授業改善を図り、その取組の成果を公開授業や協議会を通じて、市内の各学校に発信しました。

校務系ICT機器については、様々な教育活動に活用され、学校運営がスムーズにできるようになりました。学習系ICT機器については、児童生徒1人1台端末の整備、ICT 支援員\*の配置により、授業での活用が増えています。

今後は、教員間、学校間での情報共有も含め ICT 機器の効果的な活用についての研究や授業実践を深め、児童生徒の情報活用能力\*の育成や「個別最適な学び\*」と「協働的な学び\*」の推進に向けた取組を充実していく必要があります。

### 目標 3

#### 実態に即した特色ある就学前教育の充実に努めます

『近江八幡市就学前教育・保育育成指針』を改訂し、指針を中心に乳幼児の発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育の充実と家庭・地域と小学校との円滑な連携の推進に向けて取り組みました。また、小1すこやかサポーター\*を配置し、児童がスムーズに学校生活になじめるよう、学習面や生活面での支援を行い、児童一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな指導を行いました。落ち着いて学習できる環境を整えることにより、学習意欲を高め、基礎学力の向上や授業規律の育成を図ることができました。

今後は、就学前施設と小学校・中学校のより一層の校種間連携\*を図り、長期的な育ちを見通した中で校区の課題を明らかにし、「幼小接続カリキュラム\*」の作成に向けて取組をすすめていく必要があります。作成のための全体研修会や公私立の校園所が交流できる場を保障していく必要があります。

## 目標 4

### 目標を明確に設定した確かな学力を育成します

研修会や公開授業、授業研究会を行い、教員同士で学び合うことができました。それをもとに授業改善を行い、子どもの思考力・判断力・表現力を高める授業になるよう、工夫することができました。また、市内4中学校区において担当者会を開催し、めざす子どもの姿の共有、系統的な学びの指導のために学区共通の実践プランを実行しました。定期的に連携会議も開催し、各学区の実践の交流、子どもの情報共有、教員の学びの確保に向けての取組をすすめることができました。

今後も確かな学力を育成するため、より一層、校種間連携\*を密にし、系統的に各教科の特性に応じた言語活動の充実及び授業改善をすすめる必要があります。また、若手スキルアップ研修など教員の授業力を高めるための研修の充実を図る必要があります。

図書館教育については、小中学校に学校司書\*を配置したことにより、学校司書\*を活用した授業をすすめることができました。また、学校司書\*の増員により学校図書館の開館日数も増加し、休み時間に本を読む子どもの姿が多く見られ、貸出冊数が増加するなど学校図書館の充実を図ることができました。

今後も学校司書\*を活用した授業実践をそれぞれの学校で交流し、授業において効果的に図書や学校司書\*が活用できる取組方法をさらに検討し実践を積み上げていく必要があります。

## 目標 5

### 国際化を視野に入れた人材育成に努めます

日本人英語講師やALT\*を配置し、チームティーチング\*による授業づくりを行うことで、児童生徒が生きた英語に触れ、英語を使うことを大切に外国語教育を実践することができました。また、英語の授業で、台湾の中学校との交流を実施して英語を使う機会をもつことができました。さらに、小中学校合同の研修会を行うことで、指導や評価について相互に理解することができました。

グローバル化\*の進展に伴い、英語によるコミュニケーション能力はますます必要となります。

今後は、コミュニケーション能力を育む英語授業のさらなる充実を図るため、ALT\*をより一層活用した授業が展開できるよう、教員の指導力・英語力の向上を図るとともに生きた英語を学ぶことができる指導体制や環境の整備を引き続き行う必要があります。

## 目標 6

### 健やかな心と体を育成し、人権が尊重される環境づくりに努めます

各小中学校では、全ての教育活動の基盤に人権教育の視点を取り入れた上で、地域の人々の協力のもと、地域教材や人材も活用しながら地元産業と触れ合う機会をつくるなど地域社会との関わりを通じ、人権尊重の精神や人権感覚を身に付けることができるよう取り組みました。各校の重点目標に即した道徳教育\*を推進するためには、道徳教育\*の全体計画、年間計画を活用し、道徳科において、児童生徒一人ひとりが自分自身の問題として捉え向き合う、「考え議論する道徳」を展開していく必要があります。

学びの礎ネットワーク\*事業では、市内4中学校区内の全ての保育や教育に関わる職員が集まり、研究会

や担当者会を開催しました。公私立を問わず、全ての校園所の教職員が子どもの成長を縦の連携を生かして情報を共有し、課題解決に向けた方策を検討し、人権教育の充実を図りました。今後は、各中学校区において、校区のテーマに沿った研修とその実践が必要であり、現場の声を踏まえ、一層充実した人権教育を推進する必要があります。

また、食育\*啓発紙の配布、市ホームページへのレシピ掲載等による家庭への食育\*活動と栄養教諭\*による「食に関する指導」への取組、さらには生活習慣病予防の一環としての脂質検査及び予防教室の実施等により、子どもの食習慣や生活習慣を見直す取組をすすめました。

さらに、小中学校の給食については、センター方式への移行が全校完了しました。食物アレルギー対応マニュアル等の各種マニュアルを順守し、安全・安心な学校給食の提供に努めるとともに、学校給食を通じたバランスのよい食事や地場産物などを伝え、食育\*やふるさと学習の推進にも計画的に取り組みました。

今後も学校給食センター内の施設設備の適正な維持管理や食器具類の計画的な更新が必要です。また、栄養教諭\*などの専門性を生かした指導の充実、郷土食や日本の行事食、世界の料理で食文化を伝えるとともに、献立の工夫や改善を図り、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食の提供に努める必要があります。

## 目標 7

### 非行・いじめゼロを目指して、家庭や地域ぐるみで学習や啓発に努めます

いじめ問題対策連絡協議会\*やいじめ問題専門委員会\*などの会議を通して各学校でのいじめ防止の取組について協議を重ね、いじめの早期発見や早期対応の体制が構築されました。その結果、いじめの認知件数は年々増加しています。また、小中学校に市費講師を派遣し、学校組織体制の強化を図ったことにより、正規職員の授業時間が軽減され、児童生徒と向き合う時間を確保することができました。その結果、暴力行為発生件数や授業エスケープの延べ人数が減少しただけでなく、個々の特徴や傾向などの把握と学力向上の取組にもつながりました。

いじめ問題については未然防止が重要であるため、児童生徒主体の取組に重点を置くことやいじめの早期発見・早期対応の強化に向けて、より積極的にいじめの実態把握といじめの認知に努めることが必要です。また、問題行動発生件数や不登校児童生徒の在籍率の減少に向けて、児童生徒を丁寧に見守る体制づくりや、SSW\*（スクールソーシャルワーカー）等と連携し、児童生徒が抱えている課題の改善につながる取組をすすめていく必要があります。

## 目標 8

### 親への学習機会の提供と充実を図り、学習成果が活かせる仕組みの構築に努めます

生涯学習活動の活性化を図るため、テーマ別、課題別に講座を開催し、各講座は参加者に好評でした。また、地域学校協働活動推進員\*を中心に、地域ボランティアのネットワークも広がりを見せ、ボランティア活動が定着してきました。社会教育の発展及び青少年の健全育成に資する団体が行う事業に対しては、円滑な運営を支援することにより、体験活動や奉仕活動を通し地域で活躍する子どもの育成と保護者支援に寄

与できました。

今後は、より多くの市民に参加していただけるよう、市民の学習ニーズに応じた魅力ある講座の開催をはじめ、豊富な経験と人脈を次の世代に引き継ぐための取組や新たに地域で活躍できる人材確保のための取組をすすめる必要があります。さらに、PTA 活動やその他の社会教育関係団体の活動を充実させるための取組など、様々な角度からの支援や連携強化を図る必要があります。

## 目標 9

### 近江八幡の自然・歴史・文化を大切にすることを養い、文化遺産の保存・活用・継承を図ります

ふるさとへの愛着と誇りを育てる学習講座として、学校や各種団体と連携し歴史講座や子ども体験学習を実施するとともに情報発信を行いました。

地域の自然や歴史に触れる機会の取組として、園では、近隣地域へ園外保育（散歩）に出かけ、地域の自然や文化と出会う機会を大切にしました。小学校では、総合的な学習の時間で、自分のまちを調べる学習を行い、ふるさとについての理解を深めました。また、夫婦都市である富士宮市との交流を継続して実施しました。参加した児童たちは互いの文化や歴史に触れたり、自分のまちを紹介したりすることで、ふるさとのよさを再認識することができました。

文化財については、文化財調査を継続的に実施し、未来に継承すべき新たな文化財の把握を行いました。また、修理や防災設備の整備、後継者育成などの補助事業による支援により、指定文化財の保護を行いました。さらに、歴史文化や歴史文化資産の総合的、計画的な保存活用を推進していくための指針かつ行動計画として「近江八幡市文化財保存活用地域計画」を策定しました。

今後は、ふるさとをテーマとした講座等については、幅広い層からのニーズに応えられるよう、内容の検討や情報発信の工夫と拡充が必要です。小中学校においては、地域に関する豊富な経験や知識を持つ地域の人々の協力を得ながら、地域を学び、地域の人とともに活動し、地域に貢献できるよう、系統的にふるさと学習をすすめる必要があります。また、園所においては、地域と触れ合う園外保育時に子どもの安全を見守る地域の人員の確保や通学区域が広がった園所については、どのような形で園所のある地域の自然や文化に触れていくのかを再検討する必要があります。

## 目標 10

### 地域活動や伝統文化に親しむ機会を充実し、郷土愛が醸成できる環境づくりに努めます

市内全ての学校園（23 校園）に、学校と地域を結ぶ、地域学校協働活動推進員\*を配置し、子どもと大人がともに参加する地域活動を推進しました。また、市内5小学校に放課後子ども教室\*（例：寺子屋沖島）を設置し、子どもの学習支援やニュースポーツ\*を行い、子ども同士だけでなく、地域の人と子どもとのつながりを持つことができました。

地域の伝統文化に親しむ活動としては、文化庁補助事業を活用し、普段経験することの少ない茶道や日本舞踊など伝統文化体験の充実、松明（たいまつ）紹介アプリや沖島のふるさと絵屏風カルタ、伝統行事継承記録の作成、武佐宿案内看板の設置など様々な文化遺産の保存や活用に取り組みました。園では、

子どもが興味をもって遊びに取り入れることができるよう、また小学校では、社会科や総合的な学習の時間を利用して地域の行事や伝統、文化に触れる機会を作りました。

さらに、小学校社会科副読本「わたしたちの近江八幡」を活用した学習、副読本の活用の幅がより広がるよう、「わたしたちの近江八幡」の改訂、職場体験の受け入れ先を地元の事業所を中心に開拓するなど、ふるさと学習の推進に取り組みました。

地域での継続的な活動の実現のためには、伝統文化の継承者の育成や新たな人材発掘、人材確保に向けた取組が必要です。また、伝統文化に親しむ地域の体験活動においても実施方法の工夫や ICT 機器の活用など社会状況に応じた取組について検討する必要があります。

## 目標 1 1

**誰もが生涯にわたり気軽に文化・スポーツにふれることができる機会を充実します**

### 文化面

市美術展覧会、お出かけ演奏会\*等を開催し、実施内容、体験内容の充実も含め、市民がより芸術や文化を楽しめるよう、取り組みました。また、地域の歴史に関する造詣を深めるふるさと学習としても歴史や音楽、芸術への興味喚起を促すことができ、誰もが気軽に文化芸術に触れる機会の充実を図りました。市青少年美術展覧会については、校園所の子どもの作品を展示し、審査員からの指導講評は教員の指導力向上につながりました。また、作品を通して、子どもの豊かな感性に触れ、文化芸術への意欲、関心を高められました。

市美術展覧会、市民文化祭、市民音楽祭については、コロナ禍でもあり、令和2(2020)年度は開催中止としましたが、子ども文化芸術賞については、表彰式のみ挙行し、受賞者・受賞団体や文化芸術の活動内容は、ケーブル TV 等で情報発信するとともに、市公式 YouTube チャンネルにおいて WEB\*作品展を実施するなど積極的に子どもの活躍を発信しました。

今後も、コロナ禍での事業実施に向けた方法の検討が必要です。また、市美術展覧会、市民文化祭、市民音楽祭など市民の活動発表の場においては、リピーターだけでなく参加したことがない市民にも興味を持ってもらうための周知等を検討していく必要があります。

### スポーツ面

健康づくりと交流の機会を創出するため、市民ニーズに応じた各種スポーツ教室やスポーツイベントを開催しました。市内各種団体の協力のもと、水郷の里マラソン大会や駅伝競走大会、げんきウォークなどを開催し、多くの市民の参加を得ました。また、各学区においては、学区スポーツ振興会を中心に運動会や各種スポーツイベントなど、地域に根差した事業が展開できました。さらに、令和7(2025)年開催予定の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に向け、各施設の整備計画を策定しました。しかし、令和2(2020)年度においては、コロナ禍でもあり、水郷の里マラソンや駅伝競走大会などの開催中止をはじめ、地域のスポーツ大会のほとんどが開催中止となったことから、自宅で気軽に取り組める運動の情報を市ホームページで紹介し、コロナ禍におけるスポーツ機会の増加を図りました。

園においては、幼児のもつ運動遊びへの興味・関心や運動能力を把握し、研修の中で教材研究をしなが

ら遊びを通して体を動かすことの楽しさを伝えました。

小学校においては10分間運動の時間を設定する、体育の宿題を出すなど、各校の実態に合わせて児童が楽しみながら運動に親しめるよう、工夫しながら取組の充実を図りました。

今後は、事業のマンネリ化を防ぐため、スポーツに対する市民のニーズやトレンドを取り入れ、スポーツへの関心や機運を高め、魅力ある事業内容としていくことや誰もが気軽に取り組めるニュースポーツ\*の普及など、地域や関係者とともに事業を展開していく必要があります。また、WEB\*でリアルタイムに市内社会体育施設の空き状況の確認や申し込みができるシステムの導入について、高齢者等にも配慮しながら引き続き検討していく必要があります。

学校では、各校により取組状況が異なるため、担当者会議等を活用し、情報を共有する必要があります。運動や体力向上の重要性について関心が低い保護者もいるとのことから、様々な取組を通じた保護者への啓発も必要です。園では、幼児の遊びの興味や関心、タイミングに応じて様々な体を動かす遊びを投げかけられるよう、教員の力量を高めていく必要があります。

## 目標 1 2

**読書環境の充実に努め、「誰でもなんでも聞ける・調べられる図書館」を目指します**

### 市立図書館

読書環境の充実のため、市民一人当たりの資料費の増額、地域資料のデジタル化を行い、資料の保存及び活用を図りました。デジタル化については、ふるさと学習でも活用できるよう、子ども向けのコンテンツも作成したことでアクセス件数も年々増加しました。

コロナ禍においても月別貸出冊数の維持、増加に向け、専門性を生かしたコーナー展示の工夫・充実や非来館型で本を受け取ることができるコミュニティセンターへの配送サービスの充実を積極的に行いました。また、令和2(2020)年度からサピエ図書館\*に加入し、障がい者へのサービスの開始、令和3(2021)年度からは図書館から遠い地域の校舎とコミュニティセンター等22箇所へ移動図書館車の巡回といった新たな取組も行いました。さらに、各家庭への読書普及を図るため、関係課や関係団体と連携し、「子ども読書の日\*」「市民読書月間\*」の啓発活動、ブックスタート\*やおはなし会などを実施しました。校舎への取組としては、おはなし会やブックトーク\*の実施、小学3年生の図書館見学受入など子どもへのきめ細やかなサービスを積極的に行うとともに、休校中の児童の読書普及の一環として、教科書に載っている本のリストを作成し、図書館のホームページに掲載するなど、自宅に居ながら読みたい本を選び予約できるように整備しました。

今後は、障がい者サービスの充実、移動図書館車の継続的な運行など多様なニーズに応えるサービスや更なる全域サービスの向上に向けて取り組む必要があります。また、読み聞かせやブックトーク\*の実演・子どもや保護者、保育者等への読書相談に応じられる職員が不足しており、専門職員の継続的な確保・育成が必要です。さらに、安土図書館の利用が減少しており、限られた財源で費用対効果を考えながら、近江八幡市立図書館のサービスの在り方を検討していく必要があります。

## 学校園

園においては、新規事業を展開したことにより、発達段階に応じた絵本の選書、購入などを中心とした絵本環境の整備を行いました。

学校においては、学校司書\*を活用した授業や取組を各校の実態に合わせ積極的に行ったことにより、子どもが本に親しみを持つようになりました。また、学校図書システムの整備を図り、より使いやすい学校図書館となるよう、取り組みました。より一層、子ども一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな読書支援のためには、学校司書\*の資質・能力の向上や学校司書\*の増員、学校図書館図書標準\*に即した蔵書の整備等が必要です。

今後は、幼児期に出会わせたい絵本を選ぶ力や、お話の世界に入り込む読み方等保育者の力量を高めるための研修会を実施するとともに、園での取組を家庭へつなげ、子どもが絵本と触れる時間をより一層充実したものとすることも大切です。

### 目標 1 3

#### 教員の指導力と学校の組織力の向上に努め、安全で安心な信頼される学校づくりをめざします

学校では、新学習指導要領を意識した研修や経験年数に応じた研修の実施、園では、経験に応じたキャリアステージ\*研修や全体研修を総合的に行い、教職員の授業力と指導力の向上や保育の質の向上を図ることができました。また、教員業務支援員\*(スクール・サポート・スタッフ)及び部活動指導員\*の配置校では、教職員の時間外労働が軽減されたことで、児童生徒への支援・指導の時間を確保できました。

今後も、研修内容の工夫や受講者のニーズに応じた研修会を実施していく一方で、オンライン会議等を効果的に活用した研修会等、研修会の持ち方について考えていく必要があります。また、業務の精査や人員配置について働き方改革の視点で見直していく必要もあります。

緊急地震速報システム\*の設置については、今後も継続してすすめ、設置校を増やしていきます。また、それを活用した避難訓練を実施し、各校が防災計画に基づいた避難訓練を行うことで子どもとともに防災意識の向上に取り組むことが必要です。さらに、保護者や地域と連携した災害時等の避難の仕方についても確認し、意識を高めていく必要があります。

### 目標 1 4

#### 学校・家庭・地域の連携強化を図り、子どもの成長を支えます

市立の小学校12校に家庭教育支援員\*を配置するとともに、家庭教育支援チームを設置し、子育てに不安を持っている保護者への支援体制づくりや支援方法の検討を行いました。今後は、家庭教育支援員\*が自信をもって活動できる体制を構築する必要があります。

園においては、「キッズつながり隊\*」の仕組みを構築し、地域と園がつながりながら安全に安心して園外保育に出かけられる体制を確保しました。今後、「キッズつながり隊\*」の定着と充実を図る必要があります。

小学校においては、スクールガード\*等の見守り強化により、小学校の交通事故件数は大幅に減少しました。しかし、スクールガード\*の高齢化がすすんでいるため、ボランティアの確保に向けた取組や多様化する

危機に対し、その対応策を検討する必要があります。

また、全ての学校園において、学校運営協議会\*を設置し、コミュニティ・スクール\*として取組を始めることができ、各学校・幼稚園の運営への理解や支援は高まりつつあります。一方、子どもを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化、多様化しています。そのため、学校と保護者、地域が連携し協働しながら、子どもの豊かな成長を支えていく必要があります。

青少年の非行防止や不登校、ひきこもりからの立ち直り支援については、青少年問題協議会\*における取組や近江八幡・竜王少年センターが持つ機能を生かした活動の充実を図ることができました。今後も青少年の非行防止のほか、発達障がいなど特性のある少年や不登校・ひきこもり等の少年の支援が増えつつあることから、学校や医療機関等を含めた関係機関との連携を図るとともに、広報活動を通して、あすくるHAR\*の認知度を高める必要があります。

## 目標 15

### 子どもの教育環境の整備・充実を図ります

大型提示装置や教職員用端末の更新及び校務支援システムの導入、国のGIGAスクール構想\*による児童生徒1人1台端末整備、さらには中学校パソコン教室の端末更新及びドローンや3Dプリンターといった先端技術の導入などにより、学校のICT教育環境が飛躍的に向上しました。ICT環境は、一定整備されたため、今後は教員の活用指導力の向上を図る必要があります。

校舎の耐震化については、全ての小中学校の耐震化が完了し、各校の屋内運動場の非構造部材\*の耐震化についても、計画的に実施しました。また、児童の意見を取り入れたトイレの洋式化を含めたトイレの改修や地域で守り育てる校庭の芝生化を推進しました。今後は、計画的に施設の長寿命化や非構造部材\*の耐震化に取り組んでいく必要があります。

学校規模の適正化と通学区域の選択肢を増やすため実施している通学区域の弾力化制度\*については、オープンスクール等の参加や応募が定着し、制度利用者が増加しました。

通学路については、通学路の合同点検や自治会要望を受け、危険箇所への安全対策を行った結果、以前よりも危険箇所が減少しました。今後も、学校、地域、関係課との連携を図り、迅速に対応していく必要があります。

## 目標 16

### 個の特性に応じた教育を推進します

母語支援員\*の派遣により、児童生徒や保護者と学校との関係づくりが円滑になり、日本語指導員兼コーディネーターの派遣により、各校の実態を把握し必要な支援について考えることができました。また、障がいのある幼児、児童生徒の就学に関しては、教育支援委員会\*を設置し、専門家の意見を聴取して、対象者の最も望ましい就学先を選択していくことができました。さらに、特別支援教育支援員\*等の適正な配置により、園では対象幼児へのきめ細やかな支援を行い、様々な個性をもつ一人ひとりが輝く学級づくりに取り組むことができました。学校では対象児童生徒が落ち着いて学習に取り組めるようになり、児童生徒一人

ひとりのニーズに合った適切な支援と環境整備を図ることができました。

学校には SC\* (スクールカウンセラー)、SSW\* (スクールソーシャルワーカー) といった専門家や訪問教育相談員\*、スクーリング・ケアサポーター\* を派遣し、保護者や児童生徒の悩みや問題行動等の相談に乗り、ともに解決の糸口を探りながら支援を行うことができました。その他にも、不登校対策支援チーム\* を組織し、個々の児童生徒に応じた効果的な支援をすすめることができました。

今後は、日本語指導を必要としている児童生徒の母語が多様化していることから、継続的に支援を行うため、母語支援員\* の増員が必要です。また、就学指導対象者の増加や、教育的ニーズの多様化に伴い、それらに対応できるよう、支援員の増員も必要です。さらに、教育的ニーズの多様化に対応できる相談体制の充実や支援機関と連携しながら継続的にきめ細やかな支援をすすめていく必要があります。

## 第3章 本市がめざす教育の姿

### 1 教育大綱「基本理念」

「子ども」が輝き 「人」が学び合い  
ふるさとに愛着と誇りをもち  
躍動する元気なまち 近江八幡

～元気と笑顔の合言葉「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」～

子どもの豊かな心と健やかな体、確かな学力を育み、自らが考え判断し、多様な人々と協働して、様々な社会的変化を乗り越え豊かな人生を切り拓く「生き抜く力\*」を育てます。また、子育てなどを通じて親も子どもとともに成長し、市民一人ひとりが生きがいを感じ、ふるさとに愛着と誇りをもてる教育行政をより一層推進することで、学校園・家庭・地域の活性化を図り、躍動する元気なまち「近江八幡」の実現をめざします。

#### 元気と笑顔の合言葉「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」

平成 18(2006)年に国民運動として始められた「早寝・早起き・朝ごはん」に、本市では、「挨拶・読書・運動」も加え「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」として、子どもの基本的な生活習慣の確立をめざし、始めたものです。

##### ●早寝・早起き

眠りは心身を休養させ、からだをつくり、学ぶ意欲を高めます。  
習慣化することで、正しい生活リズムが身につきます。

##### ●あいさつ

あいさつは人とつながる第一歩です。  
また、良好な関係を築いていくための生きる知恵です。

##### ●しよくじ

朝食は一日の元気の源です。朝ごはんのエネルギーで体温が上がり、脳と体の働きが活発になり、やる気を生み出します。

##### ●どくしょ

読書は、知識や読解力を高めるだけでなく、感じたことや疑問に思ったことを調べたり、共有したりする「きっかけ」になります。また、新しいアイデアや表現方法を得ることにもつながります。

##### ●うんどう

たくましく生きるための健康や体力を養います。また、相手への敬意や思いやりの気持ち、仲間と協力することの意義を学び、心の成長にもつながります。



## 2 教育大綱「3つの柱」

### ①子どもが育つ ②親が育つ ③市民(人)が育つ

基本理念の実現のためには、市民一人ひとりが教育を通じて、自ら高め合うことが必要であり、主体となるべき項目を3つの柱として掲げました。

#### ① 子どもが育つ

子どもの成長は、まちの将来の創造につながります。次代を担う子どもが、自らに誇りを持ち、多様で変化の激しい社会を「生き抜く力\*」を伸ばす取組をすすめます。

#### ② 親が育つ

子どもは、身近な大人としての親を見て育ちます。親自身が成長し子どもの規範となることで、子どもの成長にも好影響があることから、親自身が成長できる取組をすすめます。

#### ③ 市民(人)が育つ

だれもが生き生きと暮らすためには、だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも、学ぶことが大切です。また、市民が主体的に学び、互いに交流することで成長できる取組をすすめます。

### 3 教育大綱「5つの目標」

基本理念、3つの柱を方針として、具体的に取り組むための考え方を5つの目標として掲げます。

- ①子どもの豊かな心と健やかな体、確かな学力を育成します
- ②ふるさとに愛着と誇りをもち、地域や社会に貢献できる人を育成します
- ③新たな時代を見据えた学校園づくりを推進します
- ④家庭・地域の力を高め、社会全体で子どもを育てます
- ⑤生涯にわたり学び続けるまちをめざします

#### 目標① 子どもの豊かな心と健やかな体、確かな学力を育成します

基本的な生活習慣の確立を図り、命を大切にするとともに、思いやりの心、自尊感情\*など豊かな心を育てるため、道徳教育\*や人権教育に取り組むとともに、生涯にわたり、たくましく生きる健やかな体の育成をめざします。

また、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図り、自らが課題を見つけ、考え判断し、解決していく「確かな学力」を育みます。

#### 目標② ふるさとに愛着と誇りをもち、地域や社会に貢献できる人を育成します

地域の歴史・自然・伝統・文化等ふるさとへの理解を深め、ふるさとを愛し続ける心や誇りに思う心を育みます。そして、その学びや経験を生かし、ふるさとの魅力を発信するとともに、自分が生まれ育った地域を支え、社会の担い手となる人を育てます。

#### 目標③ 新たな時代を見据えた学校園づくりを推進します

教員の指導力の向上や学校園経営の充実、教職員の健康管理や働き方改革に取り組むとともに、学校園の特色を生かした取組や多様な学習形態に対応できる教育環境の整備など安全・安心かつこれからの時代に柔軟に対応できる学校園づくりをすすめます。

#### 目標④ 家庭・地域の力を高め、社会全体で子どもを育てます

全ての教育の基礎となる家庭の教育力の向上を図るとともに、子どもの成長を支える最も身近な親の子育てに関する相談や支援体制の充実を図ります。また、家庭・地域の力を生かした「地域とともにある学校園づくり」をすすめ、社会が一体となって子どもを育てます。

#### 目標⑤ 生涯にわたり学び続けるまちをめざします

「人生100年時代\*」を見据え、子どもだけでなく市民のだれもが豊かに生きていくために、生涯にわたって学び、生き生きと活躍し続けられるまちをめざします。

## 4 教育大綱「19の施策」

5つの目標から19の施策を掲げます。

### 目標①

- 施策 1 自ら学び、考え、協働できる「学ぶ力」の育成
- 施策 2 多様な個性を理解し、自他を尊重する人権感覚の育成
- 施策 3 不登校やいじめ・問題行動などへの取組や支援の充実
- 施策 4 特別支援教育の充実
- 施策 5 就学前からの学びをつなぐ校種間のなめらかな接続の推進
- 施策 6 情報化・グローバル化に対応した教育の推進
- 施策 7 運動と食習慣の定着による健康の保持・増進

### 目標②

- 施策 8 地域の歴史や伝統、文化に学ぶふるさと学習の推進
- 施策 9 豊かな自然や人々の生活から体験的に学ぶ環境学習の推進
- 施策 10 社会的・職業的自立につながるキャリア教育の推進

### 目標③

- 施策 11 教員の資質・指導力の向上と学校園の組織力の充実
- 施策 12 安全・安心で豊かな教育環境の整備・充実
- 施策 13 急速な情報化社会や技術革新に対応した教育環境の整備・充実

### 目標④

- 施策 14 学校園・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組む体制の確立
- 施策 15 家庭における生活習慣、学習・読書習慣の定着と地域の力を生かした学びの充実
- 施策 16 子どもの育ちを支える親の学びや相談・支援体制の充実

### 目標⑤

- 施策 17 多様な学習機会の充実
- 施策 18 文化芸術に触れる機会の充実とスポーツ活動の推進
- 施策 19 読書活動の推進と読書環境の充実

## 第4章 施策の方針と主な取組

### 1 施策の体系図

#### 目標1 子どもの豊かな心と健やかな体、確かな学力を育成します

<b>施策1</b> 自ら学び、考え、 協働できる 「学ぶ力」の育成	【取組 1-1】	「学ぶ力」を育む授業改善の推進
	【取組 1-2】	個を生かし伸ばす指導の充実
	【取組 1-3】	学校における読書環境の充実及び読書活動の推進
	【取組 1-4】	就学前施設における絵本環境及び読み聞かせの充実
	【取組 1-5】	園の特性を生かした幼児教育の質の向上
	【取組 1-6】	学校園への読書支援の充実
	【取組 1-7】	ICT 機器を効果的に活用した情報活用能力の育成〈後掲〉
	【取組 1-8】	学習習慣の定着と家庭学習の充実〈後掲〉
<b>施策2</b> 多様な個性を理解し、 自他を尊重する 人権感覚の 育成	【取組 2-1】	道徳教育の推進
	【取組 2-2】	外国にルーツをもつ子どもへの支援
	【取組 2-3】	校種間(就学前～高等学校)の連携による人権教育の効果的な推進
	【取組 2-4】	学校園における人権教育の充実
	【取組 2-5】	多様な文化に触れる機会の充実〈後掲〉
	【取組 2-6】	ICT 機器を効果的に活用するための情報モラル教育の推進〈後掲〉
<b>施策3</b> 不登校やいじめ・ 問題行動などへの 取組や支援の 充実	【取組 3-1】	生徒指導体制の充実
	【取組 3-2】	いじめを許さない学校づくりの推進
	【取組 3-3】	教育相談体制の充実
	【取組 3-4】	不登校児童生徒への支援体制の充実
	【取組 3-5】	青少年の健全育成を支える活動や立ち直り支援の充実
	【取組 3-6】	子ども・若者育成支援ネットワークの整備と充実
	【取組 3-7】	教育相談・支援の拠点となる施設の整備
<b>施策4</b> 特別支援教育の 充実	【取組 4-1】	一人ひとりの特性に応じた育ちと学びの充実
	【取組 4-2】	就学相談・支援の充実
	【取組 4-3】	教員の専門性の向上
	【取組 4-4】	学校園への巡回相談の実施
	【取組 4-5】	学校施設のバリアフリー化の推進
	【取組 4-6】	小中学校の特別支援学級在籍児童生徒の保護者に対する経済的な支援

<b>施策5</b> <b>就学前からの学</b> <b>びをつなぐ校種</b> <b>間のなめらかな</b> <b>接続の推進</b>	【取組 5-1】	育ちと学びをつなぐ校種間(就学前～小学校)のなめらかな接続の推進
	【取組 5-2】	校種間(小学校～中学校)のなめらかな接続の推進
	【取組 5-3】	校種間(就学前～高等学校)の連携による人権教育の効果的な推進<再掲>
<b>施策6</b> <b>情報化・グロー</b> <b>バル化に対応し</b> <b>た教育の推進</b>	【取組 6-1】	ICT 機器を効果的に活用した情報活用能力の育成
	【取組 6-2】	ICT 機器を効果的に活用するための情報モラル教育の推進
	【取組 6-3】	ICT 機器を効果的に活用したプログラミング的思考力の育成
	【取組 6-4】	小中学校9年間を見通した外国語教育の推進
	【取組 6-5】	多様な文化に触れる機会の充実
<b>施策7</b> <b>運動と食習慣の</b> <b>定着による健康</b> <b>の保持・増進</b>	【取組 7-1】	基本的な生活習慣の啓発
	【取組 7-2】	学校園における食育の推進
	【取組 7-3】	安全・安心な学校給食の充実
	【取組 7-4】	運動やスポーツの習慣化
	【取組 7-5】	部活動の運営の見直し
	【取組 7-6】	就学前施設における歯口腔の健康保持の推進
	【取組 7-7】	学校における保健管理・保健教育の推進

## 目標 2 ふるさとに愛着と誇りをもち、地域や社会に貢献できる人を育成します

<b>施策 8</b> 地域の歴史や伝統、文化に学ぶふるさと学習の推進	【取組 8-1】	次代につながるふるさと学習の推進
	【取組 8-2】	交流を通してふるさとのよさを学ぶ活動の推進
	【取組 8-3】	学校給食における「はちまんの日」の実施
	【取組 8-4】	地域とともに体験的に学ぶ環境学習の推進〈後掲〉
	【取組 8-5】	地域資料の活用と充実〈後掲〉
<b>施策 9</b> 豊かな自然や人々の生活から体験的に学ぶ環境学習の推進	【取組 9-1】	地域とともに体験的に学ぶ環境学習の推進
	【取組 9-2】	身近な自然に触れる機会の充実
	【取組 9-3】	交流を通してふるさとのよさを学ぶ活動の推進〈再掲〉
<b>施策 10</b> 社会的・職業的自立につながるキャリア教育の推進	【取組 10-1】	社会的・職業的に自立できる力を育てる地域と連携したキャリア教育の推進
	【取組 10-2】	学校の学習と社会とを関連付けた教育の推進
	【取組 10-3】	キャリア形成に必要な教育の推進
	【取組 10-4】	地域社会の一員として主体的に参画する意識の向上

## 目標 3 新たな時代を見据えた学校園づくりを推進します

<b>施策 11</b> 教員の資質・指導力の向上と学校園の組織力の充実	【取組 11-1】	教職員の資質の向上
	【取組 11-2】	学校園の組織力の向上
	【取組 11-3】	教職員の職場環境の充実
	【取組 11-4】	部活動の運営の見直し〈再掲〉
<b>施策 12</b> 安全・安心で豊かな教育環境の整備・充実	【取組 12-1】	学校施設・設備の整備
	【取組 12-2】	学校施設のユニバーサルデザインの推進
	【取組 12-3】	通学区域の弾力化制度の推進
	【取組 12-4】	子どもの安全確保の推進
	【取組 12-5】	防災教育の推進
	【取組 12-6】	学校図書・教材の整備と充実
	【取組 12-7】	学校施設のバリアフリー化の推進〈再掲〉
<b>施策 13</b> 急速な情報化社会や技術革新に対応した教育環境の整備・充実	【取組 13-1】	ICT 環境の維持と安全・安心な運用
	【取組 13-2】	新時代の学びを支える教育環境の充実
	【取組 13-3】	健康に留意して ICT 機器を活用するための環境の整備
	【取組 13-4】	教育情報セキュリティ意識の向上
	【取組 13-5】	ICT 活用指導力向上のための教員研修の充実

## 目標 4 家庭・地域の力を高め、社会全体で子どもを育てます

<b>施策 14</b> 学校園・家庭・地域が一体となって 子どもの育成に取り 組む体制の確立	【取組 14-1】	コミュニティ・スクールの充実
	【取組 14-2】	学校園における地域ボランティア活動の推進
	【取組 14-3】	社会教育関係団体の活性化の推進
	【取組 14-4】	放課後等における子どもの居場所づくりの充実
	【取組 14-5】	学校へのサポート体制の整備と充実
	【取組 14-6】	青少年の健全育成を支える活動や立ち直り支援の充実〈再掲〉
	【取組 14-7】	基本的な生活習慣の啓発〈再掲〉
	【取組 14-8】	部活動の運営の見直し〈再掲〉
	【取組 14-9】	次代につながるふるさと学習の推進〈再掲〉
	【取組 14-10】	地域とともに体験的に学ぶ環境学習の推進〈再掲〉
	【取組 14-11】	子どもの安全確保の推進〈再掲〉
	【取組 14-12】	防災教育の推進〈再掲〉
	【取組 14-13】	家庭教育支援体制の充実〈後掲〉
	【取組 14-14】	学校体育施設の地域住民への開放〈後掲〉
<b>施策 15</b> 家庭における生活 習慣、学習・読書 習慣の定着と地域 の力を生かした 学びの充実	【取組 15-1】	学習習慣の定着と家庭学習の充実
	【取組 15-2】	家庭における読書活動の推進
	【取組 15-3】	ICT 機器を効果的に活用するための情報モラル教育の推進〈再掲〉
	【取組 15-4】	基本的な生活習慣の啓発〈再掲〉
	【取組 15-5】	放課後等における子どもの居場所づくりの充実〈再掲〉
<b>施策 16</b> 子どもの育ちを支 える親の学びや 相談・支援体制の 充実	【取組 16-1】	親育ちと学習機会の充実
	【取組 16-2】	家庭教育支援体制の充実
	【取組 16-3】	小中学校要保護・準要保護児童生徒の保護者に対する経済的な支援
	【取組 16-4】	教育相談体制の充実〈再掲〉
	【取組 16-5】	子ども・若者育成支援ネットワークの整備と充実〈再掲〉

## 目標 5 生涯にわたり学び続けるまちをめざします

<b>施策 17</b> <b>多様な学習機会の充実</b>	【取組17-1】	生涯学習情報の充実
	【取組17-2】	多様なニーズに応える学習機会の充実
	【取組17-3】	生涯学習を通じた地域・まちづくりの推進
	【取組17-4】	誰もが参画できる学習環境の整備
	【取組17-5】	地域資料の活用と充実〈後掲〉
<b>施策 18</b> <b>文化芸術に触れる機会の充実とスポーツ活動の推進</b>	【取組18-1】	文化芸術活動の体験や参画機会の充実
	【取組18-2】	文化芸術に触れる機会の拡充
	【取組18-3】	子どもの文化芸術に触れる機会の拡充
	【取組18-4】	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025 開催に向けた競技施設の整備
	【取組18-5】	高齢者のスポーツ機会の促進
	【取組18-6】	障がい児者のスポーツ機会の促進
	【取組18-7】	誰もが気軽にスポーツを行うことのできる場や機会の提供
	【取組18-8】	地域スポーツの推進による地域の活性化
	【取組18-9】	学校体育施設の地域住民への開放
	【取組18-10】	誰もが利用しやすい施設の整備
	【取組18-11】	スポーツ指導者の育成
	【取組18-12】	スポーツ団体への活動支援
<b>施策 19</b> <b>読書活動の推進と読書環境の充実</b>	【取組19-1】	読書活動の推進
	【取組19-2】	読書環境の整備
	【取組19-3】	移動図書館車や配送サービス等による全域サービスの充実
	【取組19-4】	乳幼児へのサービスの充実
	【取組19-5】	児童へのサービスの充実
	【取組19-6】	中高生へのサービスの充実
	【取組19-7】	障がい者サービスの普及と充実
	【取組19-8】	図書館における市民活動の推進
	【取組19-9】	地域資料の活用と充実

## 2 施策の方針と取組内容

### 目標1 子どもの豊かな心と健やかな体、確かな学力を育成します

#### ●施策1 自ら学び、考え、協働できる「学ぶ力」の育成

【方針】 学びに向かう意欲を高め、基礎的な知識・技能の習得を図り、自らが考え判断し、表現することにより積極的に課題を解決する確かな学力の育成をめざし、「主体的・対話的で深い学び\*」の視点に立った授業改善の推進やICT機器の効果的な活用とともに個々の特性に応じたきめ細かな指導を行います。

#### ◆主な取組

##### 【取組1-1】 「学ぶ力」を育む授業改善の推進

- ・ 授業改善推進研究校を指定し、近江八幡市学ぶ力向上にかかる「生きる力」育みプラン\*に基づき、これからの教育課題に視点を当てた指定研究を継続的に行います。そして、教員の指導力の向上とともに、取組実践を市内に広げることで市内全体の授業改善を推進していきます。また、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的に学ぶ学習などを充実させ、他者とともに学び続ける力など、子どもの資質・能力の育成に努めます。

##### 【取組1-2】 個を生かし伸ばす指導の充実

- ・ 児童生徒の学力向上や自己肯定感\*を高めるため、きめ細かな指導を行い、どの児童生徒にとっても分かりやすい授業にします。また、タブレット端末等を効果的に活用して、個々の特性や習熟度に応じた学習を行うなど「個別最適な学び\*」を充実します。

##### 【取組1-3】 学校における読書環境の充実及び読書活動の推進

- ・ 学校司書\*を配置し、児童生徒が本に興味を持ち、落ち着いて読書ができるよう、読書環境の充実を図ります。
- ・ 教員と学校司書\*が連携した「図書を活用した授業」の質や実践力を高めます。

##### 【取組1-4】 就学前施設における絵本環境及び読み聞かせの充実

- ・ 絵本の好きな子どもを育むため、就学前施設の蔵書の充実を図り、環境整備に努めます。
- ・ 幼児の情操面の豊かな育ちと健やかな知育の保障につながるよう、読み聞かせを行い、子どもが絵本と出会う機会を確保します。また、読み聞かせの研修や講座を通して、絵本に関わる読み手の質の向上を図ります。

##### 【取組1-5】 園の特性を生かした幼児教育の質の向上

- ・ 子どもの遊びを保障し、「学びの芽生え\*」を育むために、各園で子どもの実態から課題を明らかにし、園の特長を生かしながら幼児教育を展開します。

## 【取組 1-6】 学校園への読書支援の充実

### ○就学前への読書環境の充実(園)

- ・ 公立の区別なく、市内の園児が月齢に応じた絵本と出会えるように読書普及を行うとともに、小学校就学時までに出会ってほしい絵本を読んでもらったことがあるという「共通の絵本体験」ができることをめざします。

### ○図書館を使った調べる学習コンクールの推進(小中学校)

- ・ 本や図鑑等の図書館の資料を用い、調べる楽しさや知的好奇心\*を育みます。

### ○ブックトーク\*の推進(小中学校)

- ・ 小学3年生以上の各クラスへ出向き、本の紹介を行うことにより、読書領域を広げ読書の推進を図ります。

### ○おはなし会の推進(園・小学校)

- ・ 小学校低学年や園へのおはなし会を実施し、物語への世界を体験することから読書普及につながります。

### ○団体貸出の推進(学校園)

- ・ 読書環境の整備及び読書普及を図るため、学校園へ団体貸出を行います。

## 【取組 1-7】 ICT 機器を効果的に活用した情報活用能力の育成〈後掲〉

(●施策 6 「情報化・グローバル化に対応した教育の推進」に記載)

## 【取組 1-8】 学習習慣の定着と家庭学習の充実〈後掲〉

(●施策 15 「家庭における生活習慣、学習・読書習慣の定着と地域の力を生かした学びの充実」に記載)

施策 I 成果指標		R3 年度		R8 年度 (最終目標)
1	全国学力・学習状況調査で「国語の授業の内容がよくわかる」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	83.1%	90%
		中	75.2%	80%
2	全国学力・学習状況調査で「算数(数学)授業の内容がよくわかる」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	83.8%	90%
		中	70.4%	80%
3	全国学力・学習状況調査で「5年生までに受けた授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる」に、肯定的回答をした児童の割合	小	75.6%	80%
	全国学力・学習状況調査で「中学1・2年生のときに受けた授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる」に、肯定的回答をした生徒の割合	中	80.3%	90%
4	全国学力・学習状況調査で「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	75.8%	80%
		中	75.4%	80%
5	全国学力・学習状況調査で「1日当たり30分以上読書している」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	30.7%	50%
		中	22.7%	50%
6	幼稚園における絵本の年間読み聞かせ回数(学級平均)	—		180回以上
7	幼稚園評価で、「当該年の園の重点取組がめざす子ども像に向けての子どもの育ちにつながった」に「該当する」の返答を得た割合	—		90%

## 目標1 子どもの豊かな心と健やかな体、確かな学力を育成します

### ●施策2 多様な個性を理解し、自他を尊重する人権感覚の育成

【方針】 生命を尊重する心や他者への思いやりの心などの道徳心や規範意識\*を培うとともに、多様な個性を理解し、自他の大切さを認め尊重し合い、自己肯定感\*や自己有用感\*といった自尊感情\*を育み、「生き抜く力\*」の基礎となる子どもの豊かな心を育てます。

#### ◆主な取組

##### 【取組2-1】 道徳教育の推進

- ・ 集団生活において、人と人との温かい関わりの中で葛藤体験や互いに理解しあう体験などを重ね、一人ひとりがかけがえのない存在であることに気づき、共感や思いやりの心を育みます。また、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方を考える学習を通して、道徳的な判断力や実践意欲と態度を育てます。
- ・ 道徳科を要として、学校の教育活動全体で、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、他者とともにによりよく生きるための基盤となる道徳性を育みます。

##### 【取組2-2】 外国にルーツをもつ子どもへの支援

- ・ 外国にルーツをもつ子どもに対して、母語支援員\*を派遣することで、該当する子どもへの適応支援や学びの支援を行います。また、保護者と学校園をつなぎ、安心して学校園生活を送れるよう、支援を行います。
- ・ 保護者と連携が図れるよう、翻訳した文書の配布や市ホームページへの掲載、通訳の派遣など必要に応じた支援を行います。

##### 【取組2-3】 校種間（就学前～高等学校）の連携による人権教育の効果的な推進

- ・ 幼児教育から高等教育までの縦のつながりと、中学校区ごとの横のつながりを意識した校種間\*の連携の強化を図るとともに、質の高い人権教育を行うための職員研修に取り組み、子どもの学ぶ意欲や自尊感情\*を育みます。
- ・ 各中学校区では、定期的に担当教員等による児童生徒の情報交換を行い、支援の方法を検討します。また、実践研究会において、テーマに沿った講師を招き、人権教育に関わる研鑽を深める機会を設けます。

## 【取組 2-4】 学校園における人権教育の充実

- ・ 部落差別や女性、子どもなど様々な分野における人権問題だけでなく、インターネット上の人権侵害や性的マイノリティといった多様な性を理解し、行動するための新たな人権課題も踏まえた人権教育をすすめます。
- ・ 各校で人権教育の取組を充実させるため、指導主事\*が計画的に学校訪問を行い、人権教育についての指導助言を行います。
- ・ 公私立の学校園での人権教育の取組を実践事例集として取りまとめ、各校園に配布し、様々な実践から学びます。

## 【取組 2-5】 多様な文化に触れる機会の充実 〈後掲〉

(●施策 6 「情報化・グローバル化に対応した教育の推進」に記載)

## 【取組 2-6】 ICT 機器を効果的に活用するための情報モラル教育の推進 〈後掲〉

(●施策 6 「情報化・グローバル化に対応した教育の推進」に記載)

	施策 2 成果指標	R3 年度		R8 年度 (最終目標)
1	全国学力・学習状況調査で「自分にはよいところがあると思う」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	82.0%	90%
		中	74.3%	80%
2	全国学力・学習状況調査で「人が困っているときは進んで助ける」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	89.8%	90%
		中	87.7%	90%
3	全国学力・学習状況調査で「人の役に立つ人間になりたい」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	96.4%	95%以上
		中	95.8%	95%以上
4	全国学力・学習状況調査で「自分と違う意見について考えるのは楽しい」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	66.9%	70%
		中	67.8%	70%
5	各中学校区における実践研究会及び各校園における「学びの礎ネットワーク*事業」にかかる職員研修の年間開催回数	(R2 年度) 7 回		40 回

## 目標1 子どもの豊かな心と健やかな体、確かな学力を育成します

### ●施策3 不登校やいじめ・問題行動などへの取組や支援の充実

【方針】 不登校やいじめ・問題行動などの未然防止と適切な初期対応を行うため、学校内における組織的な指導体制や、専門家の積極的な活用による相談・支援体制の充実を図ります。また、課題の要因が多様化、複雑化している中、課題解決に対応するため、学校と関係機関等との情報共有や支援体制の強化を図ります。

#### ◆主な取組

##### 【取組3-1】 生徒指導体制の充実

- ・ 市費講師やSSW\*（スクールソーシャルワーカー）などを配置し、問題行動等に対応する学校組織の指導体制を整えて児童生徒が学びに向かう意欲を高めます。

##### 【取組3-2】 いじめを許さない学校づくりの推進

- ・ いじめ問題に係る専門委員会や担当者会を行い、いじめの未然防止や早期発見・組織的な対応ができる学校づくりとともに、関係機関との連携や児童生徒の自治的な活動を推進します。

##### 【取組3-3】 教育相談体制の充実

- ・ 教育相談室を開設し、不登校や問題行動で悩んでいる市内に在住する児童生徒やその保護者を対象として、電話や面接による相談を行うことで、子どもの健全な成長をめざします。
- ・ 児童虐待やヤングケアラー\*の早期発見・情報共有に努めます。また、状況把握の結果、適切な支援が必要な場合には、福祉等関係機関との円滑な連携を図り、速やかな支援につなげます。
- ・ 各校に訪問教育相談員\*を派遣し、悩みの解決への糸口を見出す支援を行います。
- ・ 相談業務統括員\*を配置し、不登校やいじめを含め多岐にわたる相談内容に対して学校園と連携を図り、課題の改善に努めます。

##### 【取組3-4】 不登校児童生徒への支援体制の充実

- ・ 教室に入れない児童生徒や不登校傾向の児童生徒に対して、支援員や相談員などを派遣して、人間関係づくりや学習支援を行います。また、各校で個々の状況を適切に把握し、不登校対策支援チーム\*会議の全体会、各校区別の情報交換やケース会議により、関係機関を含むチームとしての早期発見、初期対応を行います。
- ・ 適応指導教室\*とホームスタディ制度\*の運用により、個々に応じた学習支援や学校に復帰するためのきっかけづくりと社会的自立をめざした支援を行います。

### 【取組 3-5】 青少年の健全育成を支える活動や立ち直り支援の充実

- ・ 学校・家庭・地域・関係団体が連携し、あいさつ運動をはじめ、街頭巡回補導活動や非行防止・薬物乱用防止のための啓発活動等に取り組みます。
- ・ 非行からの立ち直りをめざす青少年や困難な課題を抱え居場所をなくした青少年に、社会復帰につながる体系的な支援を行います。

### 【取組 3-6】 子ども・若者育成支援ネットワークの整備と充実

- ・ 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、教育・福祉等の関係機関と協働できるネットワークを構築するとともに、様々な視点から一人ひとりの自立・自己実現に向けた相談支援を行います。また、ネットワークに参加する支援者の資質向上に向けた研修やサポーターを養成する講習・研修会を実施し、相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 高等学校訪問を行うことで、学習生活状況や進路等の情報交換を通して、順調な進級や卒業への支援を行います。

### 【取組 3-7】 教育相談・支援の拠点となる施設の整備

- ・ 不登校やいじめ・問題行動、ひきこもりなど様々な困難を抱える子ども・若者等への相談・支援を行う教育施設を整備し、市民周知に努めます。

	施策 3 成果指標	R3 年度	R8 年度 (最終目標)
1	全国学力・学習状況調査で「学校に行くのは楽しい」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小 83.4%	85%
		中 81.5%	85%
2	いじめの解消率	小中 (R2 年度) 93.0%	100%
3	全国学力・学習状況調査で「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小 97.3%	100%
		中 96.3%	100%
4	暴力行為発生件数	小 (R2 年度) 25 件	8 件
		中 (R2 年度) 13 件	10 件
5	授業エスケープ人数	小 (R2 年度) 93 人	48 人
		中 (R2 年度) 91 人	91 人
6	不登校児童生徒在籍率	小 1.2%	0.5%
		中 3.5%	2.8%

## 目標1 子どもの豊かな心と健やかな体、確かな学力を育成します

### ●施策4 特別支援教育の充実

【方針】 障がいのある子どもとない子どもが可能な限りともに育ち、ともに学ぶインクルーシブ教育システム\*の推進に向けて、連続性のある多様な学びの場や合理的配慮\*の充実を図る上で必要な環境の整備をすすめるとともに、子ども一人ひとりの教育的ニーズに的確に答えられるよう、教員の専門性の向上を図ります。また、就学前から就学後、進学を含め一貫した教育相談や支援の充実、学校園・家庭・関係機関との効果的かつ効率的な連携体制の充実を図ります。

#### ◆主な取組

##### 【取組4-1】 一人ひとりの特性に応じた育ちと学びの充実

- ・ 幼児教育における必要な支援が適切に行えるよう、個々の特性に応じて支援する担当教員等を配置し、集団の中での一人ひとりの育ちと集団の育ちに向けての適切な支援を行います。
- ・ 学校園や関係機関が連携して個々の支援内容を引き継ぎ、一人ひとりの特性に応じた育ちに向けて、切れ目のない支援を行います。
- ・ 小中学校においては、特別支援教育支援員\*を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒の状況や教育的ニーズに応じて、日常生活や学習活動上の適切な支援を行います。

##### 【取組4-2】 就学相談・支援の充実

- ・ 教育支援委員会\*を設置し、就学にかかる「子どもの障がいの種類や程度」に基づいて、望ましい就学先等を明らかにするための就学相談や今後の教育支援の充実を図ります。
- ・ 就学について日常的に相談できる窓口として、教育相談室を利用できるように周知し、学校園と連携し、相談体制の充実を図ります。

##### 【取組4-3】 教員の専門性の向上

- ・ 個々の特性に応じた適切な指導・支援ができるよう、教員の資質向上のための研修会等を計画的に実施します。

##### 【取組4-4】 学校園への巡回相談の実施

- ・ より効果的な支援ができるよう、学校については、高い知見を備えた専門家や特別支援学校教員で構成される巡回相談員が、園については、臨床心理士等の資格を持つ発達相談員と関係部局の専門職員が訪問し、対象幼児児童生徒の特性や支援の見立てを行い、教職員への助言を行います。

#### 【取組 4-5】 学校施設のバリアフリー化の推進

- ・ 障がいのある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、エレベータの設置や段差解消のためのスロープの設置等、合理的配慮\*の中で個々の状況に応じた施設整備を計画的に推進します。

#### 【取組 4-6】 小中学校の特別支援学級在籍児童生徒の保護者に対する経済的な支援

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費等の学校生活に必要な経費の一部を給付します。

	施策 4 成果指標	R3 年度		R8 年度 (最終目標)
1	特別支援教育支援員*の配置人数	小中	32 人	44 人
2	特別支援学校教諭免許取得率	小	16.9%	20.0%
		中	6.1%	10.0%
3	エレベータ設置完了校数	小中	9 校	11 校

## 目標1 子どもの豊かな心と健やかな体、確かな学力を育成します

### ●施策5 就学前からの学びをつなぐ校種間のなめらかな接続の推進

【方針】 市内全ての学校園がそれぞれの段階における役割を果たすとともに、子どもの発達や学びをつなぐため、校種間連携\*を強化し、なめらかな接続を行うことで、連続性のある体系的な教育を推進します。

#### ◆主な取組

##### 【取組 5-1】 育ちと学びをつなぐ校種間（就学前～小学校）のなめらかな接続の推進

###### ○幼小接続カリキュラム\*の作成・実施

- ・ 発達や学びの連続性と系統性を踏まえたカリキュラムの作成・実施を通して、幼児教育の「学びの芽生え\*」と小学校教育の「学びの基礎」のなめらかな接続を公私立ともに図ります。

###### ○小Iすこやかサポーターの配置

- ・ 「小Iすこやかサポーター\*」を配置して、児童が仲間とのつながりを大切にしながら就学前教育から小学校教育への変化に適応できるよう、支援を行います。

##### 【取組 5-2】 校種間（小学校～中学校）のなめらかな接続の推進

- ・ 小学校高学年における教科担任制\*を軸として、小中学校での授業研究や教科指導の協議会を推進し、義務教育9年間を通じた児童生徒の発達段階に応じた資質・能力を育成します。

##### 【取組 5-3】 校種間（就学前～高等学校）の連携による人権教育の効果的な推進〈再掲〉

（●施策2「多様な個性を理解し、自他を尊重する人権感覚の育成」に記載）

	施策5 成果指標	R3 年度	R8 年度 (最終目標)
1	小学2年生の年間30日以上不登校による欠席者数	小 (R2年度) 6人	0人
2	中学1年生の年間30日以上不登校による欠席者数	中 (R2年度) 12人	0人
3	各小学校区での幼小接続にかかる協議会及び各中学校区での小中接続にかかる協議会の実施回数	小学校区 2回	3回
		中学校区 0回	3回

## 目標1 子どもの豊かな心と健やかな体、確かな学力を育成します

### ●施策6 情報化・グローバル化に対応した教育の推進

【方針】新しい時代を生きる子どもが社会の変化に対応するために、ICT機器等を適切に活用して、社会の様々な情報の中から適切なものを選択し、安全かつ効果的に活用できるよう、情報活用能力\*を育てます。また、グローバル化\*社会に対応するため、世界とつながることができるコミュニケーション能力や表現力等を育てます。

#### ◆主な取組

##### 【取組6-1】ICT機器を効果的に活用した情報活用能力の育成

- ・ 児童生徒が必要に応じてICT機器を使用し、ICT機器の「調べる」、「撮影する」、「共有・協働する」等の機能を効果的に活用した学習活動の充実を図ります。

##### 【取組6-2】ICT機器を効果的に活用するための情報モラル教育の推進

- ・ タブレット端末の活用とともに、これからの情報社会で必要となる情報モラル\*教育をすすめます。また、保護者へも啓発を行うことで適切に利活用する能力を育みます。

##### 【取組6-3】ICT機器を効果的に活用したプログラミング的思考力の育成

- ・ 小学校におけるプログラミング\*の体験、中学校における技術科を中心とした実践的なプログラミング\*学習等を通して、児童生徒が課題に対して論理的に考え、対応していく能力の育成を図ります。

##### 【取組6-4】小中学校9年間を見通した外国語教育の推進

- ・ 各校に配置しているALT\*や日本人英語講師などの指導助手を効果的に活用し、授業の質を高め、実践的コミュニケーション能力の育成を図るとともに、小中学校の外国語教育の円滑な接続を図ります。

##### 【取組6-5】多様な文化に触れる機会の充実

- ・ 様々な国や地域について学ぶことを通して、文化や考え方の多様性を理解し、幅広い教養や異文化理解の精神を育みます。

	施策6 成果指標	R3年度		R8年度 (最終目標)
1	全国学力・学習状況調査で「普段、1日当たりどれくらいの時間、スマートフォンやコンピュータなどのICT機器を勉強のために使っているか」に、1時間以上と回答をした児童生徒の割合	小	11.1%	60%
		中	16.1%	60%
2	全国学力・学習状況調査で「英語の勉強は好きですか」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	64.0%	70%
		中	51.8%	70%
3	全国学力・学習状況調査で「昨年までに受けた英語の授業では英語で自分自身の考えや気持ちを伝えあうことができていた」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	75.9%	80%
		中	66.9%	80%

## 目標1 子どもの豊かな心と健やかな体、確かな学力を育成します

### ●施策7 運動と食習慣の定着による健康の保持・増進

【方針】子どもが幼児期から運動習慣や望ましい食習慣を身に付けるため、体力向上、健康教育・食育\*の推進を図り、食事・運動・睡眠といった基本的な生活習慣の確立に向けて、「生き抜く力\*」の基礎となる健やかな体を育てます。

#### ◆主な取組

##### 【取組7-1】 基本的な生活習慣の啓発

- ・ 「早寝・早起き・あさ・し・ど・う（あいさつ・食事・読書・運動）」運動（26ページ参照）の推進や家庭学習の充実のため、広報活動を積極的に行い、子どもだけでなく保護者や地域への啓発を行います。

##### 【取組7-2】 学校園における食育の推進

###### ○食育\*活動の推進

- ・ 先生や友達と一緒に食べることを楽しみ、様々な食べ物や食と栄養・健康についての興味関心を深めることができるよう、食育\*活動を推進します。また、家庭への啓発として、食育\*活動後に内容についての周知や活動後の幼児の変容についてのアンケートを行います。
- ・ 各学校と学校給食センターが連携を図り、「給食指導年間計画」や「食育\*の日実施計画」に基づき、学校給食を活用した食育\*活動を推進します。また、食育\*啓発紙(スクールランチ)を各家庭へ配布するとともに、市ホームページやSNS\*を活用し家庭・地域への啓発を行います。

###### ○食に関する指導

- ・ 栄養教諭\*の授業により、食事のバランスや朝食の大切さなど発達段階に応じた食に関する指導を行います。
- ・ 給食を残さず食べるよう、給食訪問を通して、食に関する指導の充実を図ります。

##### 【取組7-3】 安全・安心な学校給食の充実

###### ○安全な学校給食の提供

- ・ 施設・設備の維持管理を適切に行い、「学校給食年間実施計画」に基づき安全・安心な学校給食を実施します。
- ・ 「学校給食衛生管理基準」や「近江八幡市異物混入対応マニュアル」、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を徹底し、安全な学校給食の提供に努めます。

###### ○特色ある献立の実施

- ・ 「給食指導年間計画」に基づき、「和食の日\*」や「かみかみの日\*」、「はちまんの日\*」といった特色ある献立の実施を行うなど、学校給食の充実を図ります。

#### 【取組 7-4】 運動やスポーツの習慣化

- ・ 運動能力調査により幼児の運動能力への課題を見出し、遊びや生活を通して様々に体を動かす活動を取り入れることにより、運動することが好きな幼児を育み運動能力の向上につなげます。
- ・ 体育科や保健体育科の授業だけでなく、普段から体を動かし、健康な身体づくりの習慣化をめざします。また、運動や体力向上について保護者への啓発を行います。

#### 【取組 7-5】 部活動の運営の見直し

- ・ 令和5年度から学校部活動が段階的に地域部活動に移行することから、学校や関係部署と連携を図りながら、持続可能な部活動の運営について検討します。

#### 【取組 7-6】 就学前施設における歯口腔の健康保持の推進

- ・ 幼児期から永久歯のう歯を予防し、歯及び口の健康の大切さを学ぶ機会となるよう、エビデンス\*に基づき、市内就学前施設在籍の5歳児にフッ化物洗口\*を実施します。

#### 【取組 7-7】 学校における保健管理・保健教育の推進

##### ○脂質検査と生活習慣病予防教室（親子でにこにこ健康教室）の実施

- ・ 運動と食習慣の定着による健康の保持・増進を図るため、脂質検査を実施することで生活習慣への意識を高め、特に改善が必要な児童・保護者には個別指導を行います。

##### ○フッ化物洗口\*の実施

- ・ 就学前からのフッ化物洗口\*を継続することで、う歯を効果的に予防し、併せて主体的に歯と口の健康の保持・増進ができる児童生徒の育成を図ります。

##### ○感染症予防、保健教育の推進

- ・ 感染症予防や薬物乱用防止、また、がん教育や睡眠に関する教育など健康課題に対する教育を養護教諭や学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）等と連携して行い、生涯を通して健康な生活を送る基礎を培います。

	施策 7 成果指標		R3 年度	R8 年度 (最終目標)
1	全国学力・学習状況調査で「朝食を毎朝食べている」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	88.3%	90%
		中	82.4%	90%
2	全国学力・学習状況調査で「毎日、同じくらいの時間に起きている」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	52.2%	70%
		中	55.6%	70%
3	全国学力・学習状況調査で「毎日、同じくらいの時間に寝ている」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	34.7%	60%
		中	32.4%	60%
4	全国体力・運動能力、運動習慣等調査で「1週間の総運動時間」	小	484.1分	500分
		中	792.5分	800分
5	市内5歳児保護者の食育*活動後のアンケートで子どもの変化に、肯定的回答をした保護者の割合		—	80%

## 目標2 ふるさに愛着と誇りをもち、地域や社会に貢献できる人を育成します

### ●施策8 地域の歴史や伝統、文化に学ぶふるさと学習の推進

【方針】 自分が生まれ育った地域を知り、地域のよさを学ぶことにより、子どものふるさとを愛する心や誇りに思う心を育てるとともに、ふるさとや社会に貢献する次代を担う子どもを育てます。

#### ◆主な取組

##### 【取組8-1】 次代につながるふるさと学習の推進

###### ○ふるさと近江八幡に関する教材の活用と体験活動の充実

- ・ 小学校社会科副読本「わたしたちの近江八幡」の活用の幅を広げ、自分が生まれ育った近江八幡の伝統や文化に学び、ふるさとを愛する心や誇りに思う心を育てます。
- ・ 地域教材を活用した道徳科の実践を積極的に行い、地域の人々とつながる中で地域のことを学び、豊かな心を育みます。
- ・ 子どもが地域行事や伝統文化・文化財などに会い、触れることのできる活動や体験を通して、ふるさとに親しみをもつことができるよう努めます。

###### ○ふるさと近江八幡の魅力を伝える授業づくりの充実

- ・ 子どもが、地域の伝統や文化に触れ、ふるさとに愛着や誇りを醸成できるよう、ふるさと学習の取組を教育研究発表会等で交流することにより、教員の指導力の向上を図ります。
- ・ 地域の魅力を見童生徒に伝えるためには、教員がふるさと近江八幡の歴史や文化、その魅力を知り、その学びを授業に活用することが大切であることから、ふるさと学習教職員等現地研修会の充実を図ります。

###### ○地域人材の活用

- ・ 地域のモノづくりの伝統や技術、その生きざまや知恵を見童生徒に伝えられるよう、人生伝承塾\*の人材確保に努めます。

##### 【取組8-2】 交流を通してふるさとのよさを学ぶ活動の推進

- ・ 富士宮市近江八幡市児童交歓会を行い、両市の自然や歴史、文化に触れるとともに、夫婦都市との交流を深めます。

##### 【取組8-3】 学校給食における「はちまんの日」の実施

- ・ 毎月「8」の付く日を「はちまんの日\*」とし、特産品や市内産の野菜を使用したり、昔から伝わる郷土料理を取り入れた献立を実施したりします。また、地域の食文化を知り、食を楽しみながら郷土を愛する心や感謝の心を育てます。

**【取組 8-4】 地域とともに体験的に学ぶ環境学習の推進〈後掲〉**

(●施策 9 「豊かな自然や人々の生活から体験的に学ぶ環境学習の推進」に記載)

**【取組 8-5】 地域資料の活用と充実〈後掲〉**

(●施策 19 「読書活動の推進と読書環境の充実」に記載)

	施策 8 成果指標	R3 年度	R8 年度 (最終目標)
1	全国学力・学習状況調査で「今住んでいる地域の行事に参加している」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小 75.0%	80%
		中 53.6%	70%
2	ふるさと学習教職員等現地研修会アンケートで、「授業に生かすことができる研修内容であったか」に、肯定的回答をした参加者の割合	—	80%
3	近江八幡市産野菜を給食に使用する割合	(R2 年度) 26.5%	30%
4	歴史浪漫デジタルアーカイブ閲覧件数	(R2 年度) 281,170 件	300,000 件

## 目標2 ふるさとに愛着と誇りを持ち、地域や社会に貢献できる人を育成します

### ●施策9 豊かな自然や人々の生活から体験的に学ぶ環境学習の推進

【方針】 発達段階に応じた体験活動を通じ、ふるさとのよさを学ぶとともに、地域の資源や人材を活用し、地域に根ざした生活体験や自然環境学習の充実を図ります。

#### ◆主な取組

##### 【取組9-1】 地域とともに体験的に学ぶ環境学習の推進

- ・ 沖島で「やまのこ\*」体験学習を実施し、森林の持つ働きを学び、また沖島の自然や暮らしを体験的に学びます。
- ・ 持続可能な社会を担う一員として、地球環境の課題に目を向けられる資質を育みます。自分の暮らしを見つめ、二酸化炭素の削減をめざした活動や環境学習に地域とともに取り組みます。また、地域の自然や歴史、文化に触れる機会の充実を図ります。

##### 【取組9-2】 身近な自然に触れる機会の充実

- ・ 様々な自然の変化や植物の生長に興味関心が持てるよう、計画的に園外へ出かけたり、園内での栽培活動に取り組んだりします。

##### 【取組9-3】 交流を通してふるさとのよさを学ぶ活動の推進〈再掲〉

(●施策8「地域の歴史や伝統、文化に学ぶふるさと学習の推進」に記載)

	施策9 成果指標	R3 年度		R8 年度 (最終目標)
1	全国学力・学習状況調査で「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	53.7%	70%
		中	38.3%	70%
2	計画に基づく園外保育や菜園活動の実施率	—		90%

## 目標2 ふるさとに愛着と誇りを持ち、地域や社会に貢献できる人を育成します

### ●施策10 社会的・職業的自立につながるキャリア教育の推進

【方針】子どもが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を見つける基盤となる「基礎的・汎用的能力\*」、すなわち「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」及び「キャリアプランニング能力\*」を育てるため、発達段階に応じた体系的なキャリア教育\*の充実を図ります。

#### ◆主な取組

##### 【取組10-1】社会的・職業的に自立できる力を育てる地域と連携したキャリア教育の推進

- ・ 社会人としてのルールやマナーを事前に学習した上で、中学生チャレンジウィーク\*（職場体験学習）を通じて、中学生が働く大人と出会い、様々な活動を体験します。「働くこと」の意義を理解し、自分の生き方や社会での役割について考え、自分を見つめ直す機会とします。

##### 【取組10-2】学校の学習と社会とを関連付けた教育の推進

- ・ 学習が社会とつながっていることを理解し、学びに対する意欲を高め、子どもの「生き抜く力\*」を育めるよう、小学校段階から特別活動や教科横断的な学習を推進します。また、様々な体験や学びの記録を「キャリアパスポート\*」として小学校・中学校・高等学校の校種間\*で引き継いで活用します。

##### 【取組10-3】キャリア形成に必要な教育の推進

- ・ 主権者教育\*や消費者教育\*など、キャリア形成\*に求められている必要な教育を、関係課と連携しながら推進します。

##### 【取組10-4】地域社会の一員として主体的に参画する意識の向上

###### ○「伝えよう!熱い想い」の開催

- ・ 未来を担う生徒が、自己実現を図り成長するために、「伝えよう!熱い想い」を開催し、市内中学生の意見発表や部活動の発表を通して、中学生を応援し、理解や共感を深めます。

###### ○成人式の開催

- ・ 生まれ育った地域の成人式に参加することにより、成人としての自覚と責任を認識するとともに地域への理解を深め、ふるさとへの愛着心及び今後の社会や地域活動等への積極的な参画意識を高めます。

	施策 10 成果指標	R3 年度		R8 年度 (最終目標)
1	職場体験の生徒用事後アンケートで「職場体験で自分のよさや適性などを発見したり、確認したりできた」に、肯定的回答をした生徒の割合	中	87.0%	90%
2	全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標をもっている」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	80.0%	90%
		中	64.4%	80%
3	全国学力・学習状況調査で「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	73.1%	80%
		中	66.3%	80%
4	全国学力・学習状況調査で「学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいる」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	69.5%	80%
		中	60.4%	70%

## 目標3 新たな時代を見据えた学校園づくりを推進します

### ●施策11 教員の資質・指導力の向上と学校園の組織力の充実

【方針】子どもの多様な学びに対応していくため、教員一人ひとりのキャリアステージ\*に応じた資質・指導力の向上を図るとともに、学校園の組織力の強化を図ります。また、教職員が健康で生き生きと働き、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保できるよう、学校園における働き方改革を推進します。

#### ◆主な取組

##### 【取組11-1】教職員の資質の向上

###### ○研修会等の開催

- ・ 教育に関する研究及び調査を行うとともに、教職員の専門性や指導力向上を図るため、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修など、経験年数に応じた研修の場を設定します。
- ・ 近江八幡市教育・保育育成指針に基づく教育・保育の推進に向けて、公私立ともに体系的・組織的に研修・研究会を行います。

###### ○幼児教育・保育アドバイザー\*の配置

- ・ 保育内容や保護者連携、特別支援教育、幼小連携などについて、就学前施設の園所長や保育者へのアドバイス、関係機関との連絡調整、研修・研究会の推進を行う幼児教育・保育アドバイザー\*を配置し、教育・保育の質の向上を図ります。

##### 【取組11-2】学校園の組織力の向上

- ・ 管理職の資質及び経営力の向上のため、管理職研修を実施します。
- ・ 小中学校における事務職員の資質向上を図るとともに、学校事務・業務の効率化と学校運営の支援を行うため、事務の共同実施を推進し、学校運営体制の強化につなげます。

### 【取組 11-3】 教職員の職場環境の充実

#### ○働き方改革の推進

- ・ 子ども一人ひとりと向き合う時間の確保と、教職員が健康で生き生きと働くことができるよう、業務改善の推進を図ります。
- ・ 保育支援システムを導入し、幼児の管理や保育に関する事務の負担軽減に努めます。
- ・ 教員業務支援員\*（スクール・サポート・スタッフ）や部活動指導員\*の配置により教育活動や組織体制等の見直しを図ることで、教職員の負担軽減に努めます。

#### ○教職員の心身の健康づくりの推進

- ・ 定期健康診断及び健康指導などにより、教職員の健康の保持・増進に努めます。
- ・ ストレスチェックの実施や医師による面接指導等、メンタルヘルス対策を行います。
- ・ ハラスメントに対する教職員の意識を高めるための研修を実施し、ハラスメントによるメンタルヘルス不調\*の発生を予防するとともに、相談窓口の周知及び相談体制の充実を図ります。

### 【取組 11-4】 部活動の運営の見直し 〈再掲〉

（●施策 7 「運動と食習慣の定着による健康の保持・増進」に記載）

	施策 11 成果指標	R3 年度	R8 年度 (最終目標)
1	保育・授業力アップ講座後のアンケートで「学びが深まった」「やや深まった」と肯定的に回答した教職員等の割合	—	80%
2	市内幼稚園・こども園・保育所からの市主催の研修・研究会への 1人1回以上の参加率	(R2 年度) 68.8%	90%
3	幼児教育・保育アドバイザー*の配置人数	1人	4人
4	教職員の年次有給休暇年間平均取得日数	(R2 年度) 7.2日	14日

## 目標3 新たな時代を見据えた学校園づくりを推進します

### ●施策12 安全・安心で豊かな教育環境の整備・充実

【方針】 子どもが安全で豊かな環境で学び、安心して学校園生活を送るため、通学路の安全点検や地域の見守り活動など子どもの安全確保の徹底とともに、安全教育や防災教育の推進を図ります。また、学校規模の適正化や学校施設の老朽化への対応など計画的な整備を図るとともに、災害時、緊急時にも対応できる学校施設・設備の充実を図ります。

#### ◆主な取組

##### 【取組12-1】 学校施設・設備の整備

###### ○学校施設の長寿命化の推進

- ・ 築40年以上経過し、老朽化した施設を計画的に長寿命化改修による機能向上を行い、教育環境の充実を図ります。

###### ○空調・通信等設備の整備及び維持管理

- ・ 空調機器や通信機器等の設備を計画的に更新するとともに、日常の点検や修繕により学校設備の老朽化対策を効果的・効率的にすすめます。

###### ○非構造部材\*の耐震化

- ・ 屋内運動場の非構造部材\*の落下対策を行い、安全に、安心して利用できる環境を整備します。

###### ○屋外照明のLED化

- ・ 屋外照明をLEDに更新し、夜間でもグラウンドでスポーツ活動を行える環境を整えるとともに、省エネルギー化を図ります。

##### 【取組12-2】 学校施設のユニバーサルデザインの推進

- ・ 児童生徒だけでなく、教職員、保護者、地域住民など学校施設を利用する多様な人々に配慮して、ユニバーサルデザイン\*の観点から全ての人にとって使いやすい施設の整備に努めます。

##### 【取組12-3】 通学区域の弾力化制度の推進

- ・ 子どもや保護者が希望する学校園を安心して選択できるよう、学校園の魅力や特色ある取組、学校や地域の中での子どもの様子など幅広い情報を紙媒体や市ホームページ等で発信し、通学区域外の学校園へ通学(通園)できる制度を推進します。

## 【取組 12-4】 子どもの安全確保の推進

### ○安全対策の実施

- ・ 学校、地域、関係機関と連携して通学路の合同点検を実施し、危険箇所の安全対策を行います。

### ○見守り体制の充実

- ・ スクールガード\*や関係機関と連携した子どもの見守り体制の充実を図ります。
- ・ 安全・安心な園外保育実施に向けて、「キッズつながり隊\*」の周知に努め充実を図ります。

### ○「子ども110番の家」の設置

- ・ 一般家庭や事業所等に目印となる三角コーンやステッカーを設置し、子どもが緊急時に安心して避難できる「子ども110番の家\*」の拡充に努めます。
- ・ 「子ども110番の家\*」について、子どもを含め地域への周知を図るとともに、子どもが事件等に巻き込まれないよう、地域における防犯意識の向上を図ります。

## 【取組 12-5】 防災教育の推進

- ・ 家庭・地域と連携した防災教育を効果的に実施できるよう、緊急地震速報システム\*を計画的に設置し、各校が防災計画に基づく避難訓練を行うことにより、地域ぐるみで学校安全に取り組む体制の強化と防災意識の向上を図ります。

## 【取組 12-6】 学校図書・教材の整備と充実

- ・ 児童生徒の主体的な学習活動や豊かな心を育む読書活動を支援するため、授業で使用する教育教材や学校図書の充実を図るとともに、学校図書システムの円滑な運用に努めます。

## 【取組 12-7】 学校施設のバリアフリー化の推進〈再掲〉

(●施策 4 「特別支援教育の充実」に記載)

	施策 12 成果指標	R3 年度	R8 年度 (最終目標)
1	長寿命化改修校数	小中 0 校	1 校
2	屋内運動場非構造部材*の耐震化工事整備校数	小中 8 校	16 校
3	学校施設における屋外照明の LED 化改修率	小 (R2 年度) 13%	100%
4	緊急地震速報システム*設置校数	小 9 校	12 校
5	児童の登下校時の交通事故件数	(R2 年度) 4 件	0 件
6	キッズつながり隊*の登録者数	(R2 年度) 24 人	70 人

### 目標3 新たな時代を見据えた学校園づくりを推進します

#### ●施策13 急速な情報化社会や技術革新に対応した教育環境の整備・充実

【方針】 児童生徒がICT\*を有用なツールとして安全かつ効果的に活用できる環境の整備とともに、急速な高度情報化社会や技術革新に柔軟に対応できる教育環境の充実を図ります。

#### ◆主な取組

##### 【取組13-1】 ICT環境の維持と安全・安心な運用

- ・ 学校において、コンピュータや通信ネットワークなどのICT環境の維持・管理を行い、円滑な運用に努めるとともに、これらを日常的・効果的に活用するために必要な体制等を整えます。

##### 【取組13-2】 新時代の学びを支える教育環境の充実

- ・ 授業においてタブレット端末と多様な教材等を効果的に組み合わせ、これからの時代に応じた学習活動を推進できるよう、教育環境の充実を図ります。

##### 【取組13-3】 健康に留意してICT機器を活用するための環境の整備

- ・ ICT機器の活用による児童生徒の健康面への影響等に配慮するため、画面の映り込みの防止など必要に応じ適正な教室の環境を整備します。また、よりよい活用をするためのICT機器の配置、姿勢指導等、教員に対し児童生徒の健康への影響や予防等の理解を深めるための研修等を実施します。

##### 【取組13-4】 教育情報セキュリティ意識の向上

- ・ 個人情報の保護やデータ管理、教育現場におけるクラウドサービス\*の適切な利用の観点から、教育情報セキュリティ対策基準を整備し、情報セキュリティポリシー\*に基づき各校において研修会を実施します。

##### 【取組13-5】 ICT活用指導力向上のための教員研修の充実

- ・ 各校のICT活用を推進するリーダーを養成し、そのリーダーを中心に校内の教員を対象としたスキルアップ研修を実施するとともに、指導方法等の研修内容の充実を図ります。

	施策13 成果指標	R3年度	R8年度 (最終目標)
1	教育情報セキュリティ対策基準を整備し、教育情報の適正な管理と運用に向けた校内研修を実施している学校の割合	—	100%
2	学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「授業にICT*を活用して指導する能力」があると肯定的に回答した教員の割合	—	100%
3	学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、「ICT活用指導力に関する研修」を受講した教員の割合	—	100%

## 目標4 家庭・地域の力を高め、社会全体で子どもを育てます

### ●施策14 学校園・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組む体制の確立

【方針】 地域とともにある学校園づくりに向けて、コミュニティ・スクール\*の充実や放課後等における子どもの居場所の確保など学校園・家庭・地域が一体となって子どもの豊かな育ちや学びを支える連携・協働体制の強化を図ります。

#### ◆主な取組

##### 【取組14-1】 コミュニティ・スクールの充実

- ・ 学校運営協議会\*委員が、CSディレクター\*の助言や取組実践事例の情報共有を図り、理解を深めることで、「地域とともにある学校園づくり」の充実を図ります。また、家庭・地域が、学校園のめざす子ども像、教育目標を共有し、目標の実現に向けた教育活動を支援できるよう、家庭・地域への積極的な情報発信を行います。

##### 【取組14-2】 学校園における地域ボランティア活動の推進

- ・ 学校園と地域が協働して活動するネットワークを形成し、地域学校協働活動推進員\*と地域ボランティアとの連携のもと、子どもの協働活動や体験活動の充実を図ります。

##### 【取組14-3】 社会教育関係団体の活性化の推進

- ・ 市PTA連合会やガールスカウト、ボーイスカウト等社会教育団体の活動を支援し、組織の充実、強化を図ります。

##### 【取組14-4】 放課後等における子どもの居場所づくりの充実

- ・ 地域学校協働活動推進員\*や地域住民の参画による学習や体験・交流活動などを行う放課後子ども教室\*を各小学校区に整備します。
- ・ 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ\*と放課後子ども教室\*が相互に連携を図ります。

##### 【取組14-5】 学校へのサポート体制の整備と充実

###### ○スポーツ推進委員の派遣

- ・ 体育授業の充実を図るために、学校からの要請に応じ、指導者などを派遣できるよう、各組織・団体などの体制整備をすすめます。

###### ○学校支援メニューの活用・促進

- ・ 地域の人々や企業、団体等による出前授業や見学の受入などのメニュー（学校支援メニュー）を紹介する取組の充実を図ります。

**【取組 14-6】 青少年の健全育成を支える活動や立ち直り支援の充実〈再掲〉**

(●施策3「不登校やいじめ・問題行動などへの取組や支援の充実」に記載)

**【取組 14-7】 基本的な生活習慣の啓発〈再掲〉**

(●施策7「運動と食習慣の定着による健康の保持・増進」に記載)

**【取組 14-8】 部活動の運営の見直し〈再掲〉**

(●施策7「運動と食習慣の定着による健康の保持・増進」に記載)

**【取組 14-9】 次代につながるふるさと学習の推進〈再掲〉**

(●施策8「地域の歴史や伝統、文化に学ぶふるさと学習の推進」に記載)

**【取組 14-10】 地域とともに体験的に学ぶ環境学習の推進〈再掲〉**

(●施策9「豊かな自然や人々の生活から体験的に学ぶ環境学習の推進」に記載)

**【取組 14-11】 子どもの安全確保の推進〈再掲〉**

(●施策12「安全・安心で豊かな教育環境の整備・充実」に記載)

**【取組 14-12】 防災教育の推進〈再掲〉**

(●施策12「安全・安心で豊かな教育環境の整備・充実」に記載)

**【取組 14-13】 家庭教育支援体制の充実〈後掲〉**

(●施策16「子どもの育ちを支える親の学びや相談・支援体制の充実」に記載)

**【取組 14-14】 学校体育施設の地域住民への開放〈後掲〉**

(●施策18「文化芸術に触れる機会の充実とスポーツ活動の推進」に記載)

	施策 14 成果指標	R3 年度	R8 年度 (最終目標)
1	学校評価(保護者アンケート)で、「学校教育目標やめざす児童生徒像を保護者に伝え、その目標に向けて活動を進めている」に、肯定的回答をした保護者の割合	小中 (R2 年度) 87.6%	90%
2	学校評価(保護者アンケート)で、「ホームページや通信などで、家庭や地域に学校の情報や児童生徒の様子を伝えている」に、肯定的回答をした保護者の割合	小中 (R2 年度) 88.1%	90%
3	【保幼・こども園 保護者用】 子どもたちの生活習慣に関するアンケートで、「近所・地域の人にあいさつをしますか」に「すすんでする」と回答した保護者の割合	34%	(R6 年度) 50%
	【小学 1 年生～中学 3 年生用】 わたしの生活習慣に関するアンケートで、「近所・地域の人にあいさつをしますか」に「すすんでする」と回答した児童生徒の割合	小 43%	(R6 年度) 60%
		中 42%	(R6 年度) 60%
4	放課後子ども教室*実施校数	小 5 校	12 校
5	学校園ボランティア登録者数	2,763 人	3,030 人

※ 「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」運動の推進に向けて、平成 18 年度から 3 年ごとに生活習慣に関するアンケートを実施しています。そのため、計画期間中における成果指標 3 の最終年度は R6 年度となります。

## 目標4 家庭・地域の力を高め、社会全体で子どもを育てます

### ●施策15 家庭における生活習慣、学習・読書習慣の定着と地域の力を生かした学びの充実

【方針】 家庭において、子どもの道徳心や規範意識\*を培い、子どもの基本的な生活習慣、学習習慣、読書習慣を定着させるため、保護者と地域への普及啓発や情報提供の充実を図り、家庭の教育力や地域の教育力を高めます。

#### ◆主な取組

##### 【取組15-1】 学習習慣の定着と家庭学習の充実

- ・ 「早寝・早起き・あさ・し・ど・う（あいさつ・食事・読書・運動）運動」（26ページ参照）により、生活のリズムを整え、同じ時間に学習に取り組めるよう、学習習慣の定着を推進します。
- ・ 教科のカリキュラムマネジメント\*の視点から、授業と結びつけた学習や反復練習を取り入れるなど家庭学習の充実を図るとともに、発達段階に応じた方法で個に応じた学びを実現します。また、望ましい家庭学習の進め方等についての啓発に努めます。

##### 【取組15-2】 家庭における読書活動の推進

- ・ 大人も子どもと一緒に本に親しみ、家族みんなで読書を楽しむ家庭読書の充実を図るため、各家庭の生活スタイルに合った「家読（うちどく）\*」を推進します。

##### 【取組15-3】 ICT機器を効果的に活用するための情報モラル教育の推進〈再掲〉

（●施策6「情報化・グローバル化に対応した教育の推進」に記載）

##### 【取組15-4】 基本的な生活習慣の啓発〈再掲〉

（●施策7「運動と食習慣の定着による健康の保持・増進」に記載）

##### 【取組15-5】 放課後等における子どもの居場所づくりの充実〈再掲〉

（●施策14「学校園・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組む体制の確立」に記載）

	施策15 成果指標	R3年度		R8年度 (最終目標)
1	全国学力・学習状況調査で「学校の授業時間以外に普段、1時間以上勉強をする」と回答をした児童生徒の割合	小	66.8%	80%
		中	68.1%	80%
2	全国学力・学習状況調査で「携帯電話・スマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことを守っている」に、肯定的回答をした児童生徒の割合	小	34.7%	60%
		中	32.4%	60%
3	全国学力・学習状況調査で「普段、1日当たり2時間以上テレビゲームをしている」に回答をした児童生徒の割合	小	55.5%	40%以下
		中	64.9%	50%以下
4	園所に通う就学前の子どもに1日10分以上読み聞かせをした家庭の割合	—		100%

## 目標4 家庭・地域の力を高め、社会全体で子どもを育てます

### ●施策16 子どもの育ちを支える親の学びや相談・支援体制の充実

【方針】 親の学びを支援するため、子育ての悩みや様々な課題を抱える親や家庭に対して、地域の子育て関連情報や子育て親子の交流の場を提供するとともに、地域や関係機関と連携し、子どもの発達段階に応じた相談・援助・支援体制の充実を図り、社会全体で子どもを育てます。

#### ◆主な取組

##### 【取組16-1】 親育ちと学習機会の充実

- ・ 子どもとの関わり方や子育てのヒントを学び、子育て仲間で情報交換しながら、つながり合って楽しく子育てできる場の提供など、親と子がともに育ち合える子育て支援を行います。

##### 【取組16-2】 家庭教育支援体制の充実

- ・ 各小学校の子育て学習会(サロン)の充実を図るため、家庭教育支援員\*への情報提供や助言等支援を行います。また、市全体を対象とした子育てサロン\*を開催し、安心して子育てができるよう、相談対応の充実を図ります。
- ・ 子育てに不安や悩みを抱える家庭や、学びや相談の場に出向くことが難しい保護者には、訪問型支援を行います。また、必要に応じて関係部署と連携し、課題解決に向け専門機関への橋渡しを行います。

##### 【取組16-3】 小中学校要保護・準要保護児童生徒の保護者に対する経済的な支援

- ・ 経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費等の学校生活に必要な経費の一部を給付します。

##### 【取組16-4】 教育相談体制の充実〈再掲〉

(●施策3「不登校やいじめ・問題行動などへの取組や支援の充実」に記載)

**【取組 16-5】 子ども・若者育成支援ネットワークの整備と充実〈再掲〉**

(●施策3「不登校やいじめ・問題行動などへの取組や支援の充実」に記載)

	施策 16 成果指標	R3 年度	R8 年度 (最終目標)
1	子育て学習会(サロン)を実施した回数	(R2 年度) 10 回	25 回以上/年
2	各家庭教育支援員*の保護者へのアウトリーチ*型支援回数	(R2 年度) 10 回	15 回以上/年

## 目標5 生涯にわたり学び続けるまちをめざします

### ●施策17 多様な学習機会の充実

【方針】 人生100年時代\*を見据え、全ての市民が自分らしく、より豊かに過ごしていくことができる社会の実現に向け、ライフステージやニーズに応じた様々な学習情報や学習機会の提供とともに、その学びの成果を地域で生かして、つながる学びとなる支援体制の充実を図り、いつでも、どこでも、いつまでも、市民のだれもが主体的に学び続けるための環境を整備します。

#### ◆主な取組

##### 【取組17-1】生涯学習情報の充実

- ・ 地域の身近な学習情報など市民のニーズに合わせた「マナビ通信」を発行し、市ホームページやSNS\*等の発信による情報提供の充実を図ります。

##### 【取組17-2】多様なニーズに応える学習機会の充実

###### ○ふるさと意識を育む学びの機会の提供

- ・ 各学区の資産（人・歴史・自然・文化）をテーマにした市民大学講座をシリーズで開催します。また、市内の歴史や文化をテーマにした市民大学オンライン講座を市公式YouTubeチャンネルで動画配信し学習機会を提供します。

###### ○現代的課題を学ぶ機会の提供

- ・ 社会における人権課題や環境問題などの現代的・社会的課題について学習する機会として、地域課題等学習講座の充実を図ります。
- ・ インターネット等を通じた消費者トラブルなどが増加していることから、消費生活に関する知識を習得し、適切な意思決定や消費行動ができるよう、市広報誌等で啓発するとともに、学習講座を開催します。

##### 【取組17-3】生涯学習を通じた地域・まちづくりの推進

###### ○まちづくりのリーダーの育成

- ・ 中央公民館出前講座（多様なテーマの人権学習）の学びを通して、地域のまちづくりを担う指導者やボランティア等の人材育成を図ります。

###### ○学びを生かしつなぐ活動の支援

- ・ 学んだことを地域に生かす機会を提供するとともに、人と人をつなぐ仲間づくりの成果発表展など発信機会を支援し、学びを生かしたまちづくりを推進します。

#### 【取組 17-4】 誰もが参画できる学習環境の整備

- ・ 行政、NPO、ボランティア団体等が連携し、相互に情報交換や人材支援の場を創設し協働の実践をすすめ、一人ひとりの学びがつながる学習環境を整備します。

#### 【取組 17-5】 地域資料の活用と充実〈後掲〉

(●施策 19「読書活動の推進と読書環境の充実」に記載)

	施策 17 成果指標	R3 年度	R8 年度 (最終目標)
1	市民大学講座等の事後アンケートで「大変よかった」「よかった」と肯定的に回答した参加者の割合	(R1 年度) 93%	95%
2	地域課題等学習講座の開催回数	各学区 (R2 年度) 4 回	6 回
3	市民大学オンライン講座の視聴回数	(R2 年度) 700 回/年	1,000 回/年

## 目標5 生涯にわたり学び続けるまちをめざします

### ●施策18 文化芸術に触れる機会の充実とスポーツ活動の推進

【方針】 市民一人ひとりが心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、気軽に文化芸術活動を行うことができる場や発表の機会の充実を図ります。また、いつでも、どこでも、いつまでも、市民のだれもがそれぞれの体力や年齢、目的等に応じて気軽にスポーツに親しむことができるよう、計画的に施設を整備し、健康・体力づくりなどのスポーツ活動の推進と活動を支える人材の育成を図るとともに、地域におけるスポーツの機会・交流の充実により、地域の活性化を推進します。

#### ◆主な取組

##### 【取組18-1】 文化芸術活動の体験や参画機会の充実

- ・ 各学区文化祭では、日頃のサークル活動の発表の場を提供し、学区民が文化芸術活動の成果・発表を楽しめるよう文化芸術活動の支援を行います。

##### 【取組18-2】 文化芸術に触れる機会の拡充

- ・ 市美術展覧会や市民文化祭、市民音楽祭等、誰もが気軽に文化芸術に触れる機会の拡充及び合理的配慮\*に努めます。

##### 【取組18-3】 子どもの文化芸術に触れる機会の拡充

###### ○図工美術・書写などの表現活動及び鑑賞活動

- ・ 青少年美術展覧会を開催し、子どもの図工美術、書写作品を展示して鑑賞し合う機会を設け、芸術性や創造力の向上を図ります。
- ・ 子どもの図工美術、書写作品等を校内に展示して、芸術を身近に感じる機会の確保に努めます。
- ・ 子どもの豊かな心と感性を育み、文化芸術活動への意欲を高めるため、「子ども文化芸術賞」を設け表彰し、様々な文化芸術活動に励む子どもを応援します。

###### ○音楽における鑑賞活動

- ・ お出かけ演奏会\*では、発達段階に応じたカリキュラムにより本物の音楽を身近に体験し、豊かな感性を育みます。

##### 【取組18-4】 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025 開催に向けた競技施設の整備

- ・ 各競技予定施設（運動公園体育館、野球場、あづちマリエート）について、施設基準に基づき、各競技実施までに全9箇所を整備完了をめざします。また、整備後（大会後）は、リニューアルされた施設の有効活用を図ります。

#### 【取組 18-5】 高齢者のスポーツ機会の促進

- ・ 高齢者が参加しやすいスポーツ大会・教室、気軽に定期的にスポーツを楽しめるイベントを開催し、高齢者の健康と生きがいづくりを推進します。

#### 【取組 18-6】 障がい児者のスポーツ機会の促進

- ・ 障がいのある人が身近な地域でニュースポーツ\*などを体験できるイベントの開催や指導者の育成を図るなど、参加機会の拡大に向けて、障がい児者に関わる団体とスポーツ関係団体との連携を図ります。

#### 【取組 18-7】 誰もが気軽にスポーツを行うことのできる場や機会の提供

- ・ スポーツに関する様々な情報を市ホームページ、市広報誌等を活用し積極的に発信します。
- ・ マラソン大会などの各種スポーツ大会・教室、講演会やニュースポーツ\*などのスポーツイベントを開催するとともに、内容の充実を図ります。

#### 【取組 18-8】 地域スポーツの推進による地域の活性化

- ・ 多くの市民がそれぞれの目的や志向に応じて、地域でスポーツを楽しみ、交流を図る機会の充実に向けて、スポーツ団体、健康づくり関係機関、地域振興に関わる団体等と連携を図ります。

#### 【取組 18-9】 学校体育施設の地域住民への開放

- ・ 地域スポーツの活動拠点となる小中学校体育施設の地域住民への開放を行います。

#### 【取組 18-10】 誰もが利用しやすい施設の整備

- ・ 地域のスポーツ活動の拠点として多くの利用者が集い、誰もが安全に気軽に利用できる施設の整備をすすめます。

#### 【取組 18-11】 スポーツ指導者の育成

- ・ スポーツの素晴らしさや楽しさを伝えるだけでなく、マナーやエチケットなども指導できるスポーツ指導者を育成するため、魅力ある研修機会の充実に努めます。
- ・ 誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ\*の普及のため、地域のスポーツ関係者がニュースポーツ\*の競技ルールを習得する機会の充実を図ります。

### 【取組 18-12】 スポーツ団体への活動支援

- ・ 市民の心身の健康の保持・増進及び体育文化の発展を図るため、スポーツ協会（加盟団体を含む。）の活動の支援を行います。
- ・ 子どもが、スポーツの楽しさを知り、協調性・創造性を養い、社会ルールや思いやりの心を学ぶため、地域を基盤としたスポーツ少年団の活動の支援を行います。

	施策 18 成果指標	R3 年度	R8 年度 (最終目標)
1	市美術展覧会の来場者アンケートで、展覧会が「大変よかった」「よかった」と肯定的に回答した来場者の割合	(R1 年度) 54.3%	70%
2	お出かけ演奏会*公演数	(R2 年度) 12 回	15 回
3	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025 競技施設基準に基づく改修を完了した箇所数	1 箇所	9 箇所
4	スポーツ大会・教室・イベントへの参加者数	(R1 年度) 10,829 人	12,000 人
5	スポーツ施設の照明の LED 化改修率	(R2 年度) 33.3%	100%

## 目標5 生涯にわたり学び続けるまちをめざします

### ●施策19 読書活動の推進と読書環境の充実

【方針】 子どもから大人まで全ての市民の豊かな読書活動の拠点、地域の情報の拠点として市民の暮らしに寄り添う図書館活動を推進するとともに、本と人、情報と人、人と人との出会いの場となる読書環境の充実を図ります。

#### ◆主な取組

##### 【取組19-1】 読書活動の推進

- ・ 市民の知る権利を保障し、読書要求に応え、「市民にとって役立つ図書館」を確立します。

##### 【取組19-2】 読書環境の整備

- ・ 快適で安全・安心な読書環境を利用者に提供するため、館内照明のLED化工事を計画的に実施し、老朽化している機械設備等の修繕及び取替工事を実施します。また、市民の読書要求に応える資料の整備、魅力ある書架づくりに努め、継続して読書普及を行います。

##### 【取組19-3】 移動図書館車や配送サービス等による全域サービスの充実

- ・ 図書館から遠い地域へ移動図書館車で出向き、市内に住む誰もが読書の喜びを知り、市民の読書要求に応えるよう、努めます。また、市内コミュニティセンターや沖島への配本サービス等を行い、図書館を利用することに困難のある人への読書推進に努めます。

##### 【取組19-4】 乳幼児へのサービスの充実

###### ○ブックスタート\*事業の推進

- ・ 4か月健診で言葉かけや絵本の読み聞かせの大切さを伝え、絵本を1冊手渡し、乳幼児から読書習慣を身に付けることをめざします。

###### ○乳幼児のおはなし会の充実

- ・ 0～2歳児のおはなし会のプログラムを充実させ、参加した保護者同士の情報交換の場としての活性化を図ります。

##### 【取組19-5】 児童へのサービスの充実

###### ○読書環境の充実

- ・ 子どもが幅広い図書に触れ、「生き抜く力\*」を育めるよう、蔵書構成の充実を図ります。

###### ○読書啓発の推進

- ・ 子どもの読書領域を広げるため、月別のコーナー展示や館報\*の充実を図ります。

###### ○読書の習慣化に向けた読書支援の充実

- ・ 乳幼児期から子ども時代を通して本に親しみ生涯にわたる読書習慣が身に付くよう、読書支援を行います。

### 【取組 19-6】 中高生へのサービスの充実

- ・ 読書離れが著しい中高生世代に向け、読書普及を行い、読書に対する興味を深められるよう、努めます。

### 【取組 19-7】 障がい者サービスの普及と充実

- ・ 障がいのある人が読書に親しめるよう、障がいの状態や特性等に応じた読書環境を整備します。

### 【取組 19-8】 図書館における市民活動の推進

#### ○図書館修理ボランティアの推進

- ・ 図書館の本の修理や寄贈本へのカバーかけ等を実施することにより、市民が図書館活動に参画する機会を設けます。

#### ○図書館廃棄本によるリサイクル事業の活性化

- ・ 「近江八幡市立図書館資料除籍基準」に基づき、除籍処分した廃棄本等を市民団体がリサイクル本として販売し、その収益で市民へ還元するイベント等を実施します。

#### ○絵本や読書等の普及活動の推進

- ・ おはなし会ボランティア団体や、子育て団体の読書普及の活動への支援を行います。

### 【取組 19-9】 地域資料の活用と充実

- ・ 郷土資料を収集、保存し、図書館のホームページに掲載しているデジタル化された貴重資料等を活用し、ふるさとへの理解と学びを深め、まちづくりに生かします。

	施策 19 成果指標	R3 年度	R8 年度 (最終目標)
1	市民一人当たりの年間貸出冊数	(R2 年度) 6.50 冊	7.25 冊
2	市民一人当たりの資料費	(R2 年度) 247 円	289 円
3	就学前(0~6 歳児)の貸出冊数	(R2 年度) 50,776 冊	68,000 冊

## 第5章 計画の実現に向けて

### 1 計画の推進

本計画の実現のためには、市民の教育に関する意識を高めるため様々な教育に関する情報を共有するとともに学校園での着実な実践、家庭・地域との連携・協働が不可欠です。

また、社会情勢の急激な変化や子どもを取り巻く環境の変化に伴う新たな課題に対応するためには、教育分野に携わる部局だけでなく、子育て、福祉、環境など様々な分野を所管する関係部局と協力・連携を図ることも大切です。

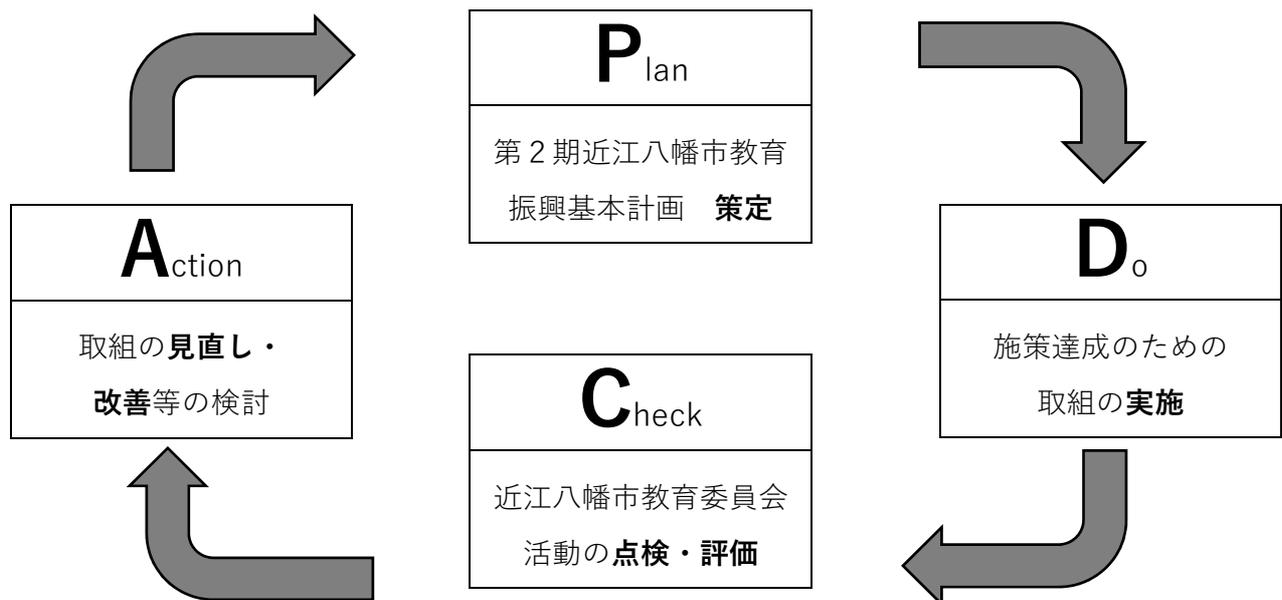
学校園・家庭・地域及び行政が、それぞれの役割を果たし相互に支え合い、社会全体が一体となり、本市の教育のさらなる振興を推進します。

### 2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を効果的かつ着実にすすめていくためには、施策の基本方針に掲げた様々な取組の実施状況を常に把握し、点検・評価していくことが重要です。

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用した定期的な点検・評価及びその結果を次年度以降の取組の改善等に生かすPDCAサイクル【計画(Plan)― 実行(Do)― 評価(Check)― 改善(Action)】による進行管理を行います。

また、取組の実施状況及び教育を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画期間中であっても計画内容の見直しを図ります。



## 参考資料

### 1 用語解説

#### アルファベット

用語	解説	ページ
AI	Artificial Intelligence の略。人間が持っている認識や推論等の能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。	5
ALT	英語を母国語とする指導助手（Assistant Language Teacher）の略。小学校や中学校に児童生徒の英語の発音や国際理解教育の向上を目的に、教育委員会から学校に配置され授業を補助している。	18・45
CSディレクター	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）において、各校園の取組を充実させるため、県が派遣するCSアドバイザーのこと。学校からの要請を受けて学校運営協議会に出席して、各校園の取組に対して具体的に助言する。	59
GIGAスクール構想	児童生徒1人1台の学習用タブレット端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもも含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化された資質能力が一層確実に育成できるICT教育環境を実現すること。	7・24
ICT	Information and Communication Technology の略で、コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報通信技術を表す言葉。	5・58
ICT支援員	学校のICT化を推進するために、教員のICT活用をサポートする者。	17
IoT	Internet of Things の略で、物がインターネットによりつながること。	5
SC（スクールカウンセラー）	児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談にあたるほか、保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供などを行う臨床心理士等のこと。	10・25
SDGs	Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。	5

用語	解説	ページ
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)の略。登録された利用者同士が交流できる web サイトの会員制サービスのこと。	46・65
SSW (スクールソーシャルワーカー)	社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う社会福祉士、精神保健福祉士等のこと。	10・19 25・40
WEB	インターネット上で標準的に用いられている文書の公開・閲覧システム	21・22
with コロナ	新型コロナウイルス感染症との共存・共生という意味で使われる俗語。	8

## 50音順 【あ行】

用語	解説	ページ
アウトリーチ	「手を差しのべること」の意味で、もともとは社会福祉の分野でクライアントの表明されないニーズ把握の手法として開発されたもので、自発的に援助の申し出をしない人に対して公共機関などが積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけ支援すること。	64
あすくるHAR (ハル)	滋賀県の事業で、「青少年立ち直り支援センター」の呼称。非行等の問題を抱え、自分の居場所もなく悩み苦しんでいる中学生から成人するまでの少年が、自分自身を見つめ直し自分の課題を克服しながら社会に適応できるように個別プログラムを組み、少年を支援している。HARは八幡のH、安土のA、竜王のRのこと。	24
アセスメント	人や物事を客観的に評価分析すること。	10
新しい生活様式	飛沫感染や接触感染、さらには近距離の会話などへの新型コロナウイルス感染症対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のこと。	8
生き抜く力	変化の激しいこれからの社会を生きるために求められる知(確かな学力)、徳(豊かな人間性)、体(健康・体力)のバランスの取れた力(生きる力)のこと。文部科学省が言う「生きる力」と同意語であるが、予測困難な変化の激しい社会をたくましく生きていくということで「生き抜く」と強調している。	8・26 27・38 46・51 70

用語	解説	ページ
いじめ問題専門委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき市に設置されている。専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策に関する協議及び検討、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査を目的としている。法律、心理、福祉、教育についての専門知識を有するもので組織されている。	19
いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき市に設置されている。連絡協議会は、いじめ防止対策に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、関係機関及び団体相互の連携を図ることを目的としている。小中学校の担当者、関係団体の職員、関係行政機関の職員等で組織されている。	19
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が、共に学ぶ仕組み。	42
家読（うちどく）	家族や身近な人と本を読んで感想を話し合ったり、好きな絵本をすすめたり、読書習慣を共有することでコミュニケーションを図り、家族の絆を深める取組。	62
栄養教諭	児童生徒の給食管理と食に関する指導の推進に、中核的な役割を担う教員のこと。	19・46
エビデンス	証拠、根拠、証言、形跡などを意味する。ここでは科学的に効果があることを示す根拠となる検証結果、臨床結果を指す。	47
近江八幡市学ぶ力向上にかかる「生きる力」育みプラン	近江八幡市の子どもたちが、変化の激しいこれからの社会をたくましく生き抜くために、学校・家庭・地域で連携しながら、学習面と生活面から確かな学力を育む「学ぶ力」の向上をめざすプランのこと。	35
お出かけ演奏会	プロの音楽家が学校園に出向いて楽器を演奏することにより、子どもに本物の音楽に触れる機会を与え豊かな心を育む事業。	21・67 69

## 50音順 【か行】

用語	解説	ページ
家庭教育支援員	各小学校に配置され、身近な地域での子育てや家庭教育に関する相談支援を行うとともに、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、さらには地域の情報等を提供する子育てや家庭教育をサポートする者。	23・63 64
かみかみの日	よく噛んで食べると体にとって良いことを知って、よく噛むことを意識して食べる日のこと。	46

用語	解説	ページ
カリキュラムマネジメント	子どもの姿や地域の実情等を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するため、教科等の学習内容や様々な活動を選択・配列して計画し、それを実施・評価・改善していくこと。教科等の枠を超えて関連の高い内容や活動を工夫して配列したり、様々な人材等を活用して学習を充実したりすることが求められている。	62
館報	図書館のPR活動のメディアの1つとなる定期刊行物。主な内容は、図書館の行事、お知らせ、図書館の使い方、資料の紹介等。	70
学校運営協議会	地域住民や保護者が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する協議会のこと。市教育委員会から任命された委員が、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりする。	24・59
学校司書	学校図書館の運営の改善や向上を図り、児童生徒、教員が学校図書館を利用することを促進するために、学校図書館の職務に従事する職員。	18・23 35
学校図書館図書標準	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。	23
基礎的・汎用的能力	社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力。「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成される。	51
キッズつながり隊	近隣地域への園外保育（散歩）など園外での活動を見守る地域ボランティアのこと。	23・56 57
規範意識	道徳、倫理、法律等の社会のルールを守ろうとする意識。	17・38 62
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしく実現していくことを促す教育のこと。	51
キャリア形成	人生や仕事上で様々な能力を身に付けていくこと。	51
キャリアステージ	成長とともに、人としての基礎を形成し、職業人としての経歴形成を積み重ねて到達する段階のこと。	23・53
キャリアパスポート	子どもが、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる様々な活動について、学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫された学習の成果をまとめて綴ったもの。小学校から中学校、高等学校へと引き継いで活用していく。	51

用語	解説	ページ
キャリアプランニング能力	「働くこと」の意義を理解し、自分が果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。	51
教育支援委員会	市内の障がいのある幼児児童生徒に最もふさわしい教育を行うことをめざし、就学指導に関すること、早期からの継続的な教育相談に関すること、就学後の継続的な教育支援に関すること、その他特別支援教育の振興に関する業務を行うために設置されている。	24・42
教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）	教員が児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できるよう、専門的な知識や技能を要しない業務を行う者。	23・54
教科担任制	きめ細かな指導の充実のために、一人の先生が特定の教科を受け持ち、複数のクラスを教える制度。学習内容が難しくなる小学校の高学年から段階的に教科担任制を取り入れることにより、中学校へのなめらかな接続をめざしている。	44
協働的な学び	子ども同士が教え合い学び合う学びのこと。	1・11 17
緊急地震速報システム	地震が発生する直前に強い揺れが来ることを伝える気象庁の「緊急地震速報」を放送するシステムのこと。	23・56 57
クラウドサービス	データやソフトウェアをネットワーク経由で利用者に提供するサービス。	58
グローバル化	情報通信技術の進展、交通手段の発達、市場の国際的な開放等により、人・物・情報の国境を越えた活動が活発化し、文化・経済・政治などの活動やコミュニケーションが地球規模で統合、一体化される動きのこと。	1・5 18・45
校種間	幼稚園・保育所（園）・こども園と小学校、小学校と中学校など異なった校種のこと。	38・51
校種間連携	校種間のそれぞれの段階に応じた取組に加え、幼児や児童生徒の発達の特性やそれぞれの段階の教育内容を互いに理解し、連続性のある教育活動を展開すること。	17・18 44
子育てサロン	子育てに関する講演を聞いたり、自分の悩みを話し合ったりして、気持ちが楽になってもらうことをねらいとし、子育てに悩みを抱える保護者を対象として、年に2～3回実施する。	63

用語	解説	ページ
子ども読書の日	子どもの読書活動の推進に関する法律第10条に、「国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、子ども読書の日を設ける」と規定されており、4月23日に定められている。	22
子ども110番の家	子どもが、「誘拐や暴力、痴漢」など何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察・学校・家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動のこと。	56
個別最適な学び	一人ひとりの理解状況や能力、適性に合わせた学びのこと。	1・17 35
コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度を導入した学校のこと。	24・59
合理的配慮	障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で行う、社会的障壁を取り除くために必要な配慮のこと。	42・43 67

## 50音順 【さ行】

用語	解説	ページ
サピエ図書館	視覚などの障がいにより、活字図書の利用が困難な方を対象に、インターネットにより点字図書や録音図書等のデータをはじめ、暮らしに役立つ身近な情報などを提供しているネットワーク。	22
指導主事	教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する者。	39
市民読書月間	本市教育委員会が市全体で読書活動に取り組むことを啓発するため、11月を市民読書月間と定めている。	22
主権者教育	主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担うことができる力を育むこと。	51

用語	解説	ページ
主体的・対話的で深い学び	知識の理解の質を高め資質・能力を育むため、新学習指導要領で示された考え方。「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。「対話的な学び」とは、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、昔の優れた思想家の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。「深い学び」とは、習得・活用・探求という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えをもとに想像したりすることに向かうこと。	17・35
小1すこやかサポーター	小学1年生の学級のうち、31人以上の学級に配置される、授業中や休み時間中における児童の学校生活を支援する者。	17・44
消費者教育	自らの意思決定や消費行動がもたらす影響と消費者の社会的役割を自覚し、行動できるような自立した消費者を育成するために行われる消費生活に関する教育のこと。	51
食育	生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現できる人を育てる教育のこと。	19・46 47
自己肯定感	長所も短所も含めて、ありのままの自分を受け入れ、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のこと。	14・35 38
自己有用感	「人の役に立った」、「人から感謝された」、「人から認められた」等、自分と他者との関係を自他ともに肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価。相手の存在なしには生まれてこない点で、「自尊感情」や「自己肯定感」とは異なる。	38
自尊感情	「生まれてきてよかった」「できることがある」「必要とされている」等、自分自身を肯定的に捉える感情のこと。	7・14 17・28 38
情報活用能力	世の中の様々な事象をその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成していくために必要な資質・能力。	5・17 45
情報モラル	他者への影響を考え、人権など自他の権利を尊重し、情報社会の行動に責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できることなど、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。	5・45

用語	解説	ページ
人生伝承塾	「地域と学校とがともに未来への希望にあふれた心豊かな子どもを育てていきたい」というねらいのもと、個人だけでなく企業や団体の協力を得て、わがまち自慢の先輩を講師に迎え、子どもに生き方や知恵、技能、伝統・文化の継承について生の声で伝えていただく事業。	48
人生100年時代	平均寿命の伸びにより、100歳前後まで生きることが可能となる時代のこと。	6・28 65
スクールガード	児童生徒の登下校を見守る学校安全ボランティアのこと。	23・56
スクーリング・ケアサポーター	不登校や別室登校の児童の情緒安定、教室復帰、学校復帰を支援する目的で配置された児童と年齢の近い大学生等の支援者。	25
青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づき市に設置されている。青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立にかかる必要な重要事項の調査審議と適切に施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることを目的としている。市長、学識経験を有する者、関係行政機関の職員等で組織されている。	24
セキュリティポリシー	組織におけるコンピュータのセキュリティに関する方針や行動指針のこと。	58
全国学力・学習状況調査	文部科学省が全国的な子どもの学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における子どもへの教科指導の充実や学習状況の改善等に役立てるために実施している調査のこと。小学6年生と中学3年生を対象に、平成19年度から実施している。	11・13 14・17
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	小中学校の体力の状況を把握・分析し体力向上に役立てることを目的として、国が平成20年度から実施している調査。小学5年生及び中学2年生を対象として、「握力」「上体起こし」など8種目の実技調査、運動習慣・生活習慣・食習慣などに関する質問紙調査を実施。	15
相談業務統括員	教育相談室や適応指導教室、ホームスタディ制度等の教育相談部門の全体を統括し、学校園と連携し、効果的に活用できるよう、マネジメントする者。	40

## 50音順 【た行】

用語	解説	ページ
地域学校協働活動推進員	社会教育法に位置付けられた、地域学校協働本部において地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者。	19・20 59

用語	解説	ページ
知的好奇心	物事の知識や理解をもっと深めたい、または知りたいという欲求や気持ちのこと。	36
中学生チャレンジウィーク	県内全ての公立中学2年生に対して実施している職場体験週間のこと。	51
超スマート社会 (Society5.0)	狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会のこと。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。	1・5
通学区域の弾力化制度	子どもの個性や適性に応じた特色ある教育を受けることができるよう、一定の条件の下で、入学時に子どもが行きたい学校、保護者が行かせたい学校を他の学校区から選択し希望できる制度のこと。	24
チームティーチング	複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て指導する方式。チームの教員一人ひとりの特性を最大限に生かした体制であり、単に同じ場所に複数の教員が配置されるということではなく、それぞれの教員が分担する役割を果たすことで成り立つ指導形態。	18
適応指導教室	市内在住の不登校及びその傾向にあり適応指導を必要とする児童生徒を対象に、学校復帰をめざして様々な体験活動や学習支援等の自立に向けた適応指導を行う場。	40
特別支援教育支援員	障がいのある子どもが安心して学校生活を送るために、移動の支援や学校生活上のサポート、学校行事等における介助などの支援を行う職員。	24・42 43
道徳教育	教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。	18・28

## 50音順 【な行】

用語	解説	ページ
ニュースポーツ	ボッチャ、キンボール、ペタンクなど20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツで、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず、みんなで一緒に楽しむことができるものが数多くあり、生涯スポーツの推進・幅広い年齢層のスポーツライフを豊かにするものとして、全国各地で盛んに行われている。	20・22 68

50音順 【は行】

用語	解説	ページ
はちまんの日	ふるさと学習や地産地消の取組の1つとして、毎月「8」のつく日に、本市特産品や市内産の野菜を使用したり、郷土料理を取り入れたりした給食を提供する日のこと。	46・48
非構造部材	主に耐震的な観点から、建物全体の構造設計・構造計算の対象になる構造体（主体構造・躯体）以外の部材を指し、広い意味では設備機器や家具等を含めることがある。具体的に、本市においては屋内運動場のバスケットゴールや時計、照明器具などを指している。	24・55 57
フッ化物洗口	フッ化物水溶液を用いてブクブクうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて虫歯を予防する方法。	47
不登校対策支援チーム	不登校児童生徒の社会的な自立をめざし、学校復帰に向けた具体的な支援を推進するために設置された組織。不登校対策のあり方を検討し支援体制の充実を図るほか、不登校児童生徒の支援者の連携を深めるとともに、教員やスタッフの研修を実施し、不登校児童生徒それぞれの状況に応じた支援の充実を図る。小中学校長代表や小中学校教育相談担当教員、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、ホームスタディアドバイザー等で組織されている。	25・40
部活動指導員	中学校において、校長の監督下で、部活動の指導や大会への引率等を行うことを職務とする者。	23・54
ブックスタート	絵本を介して赤ちゃん和家人のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てるため、4か月健診時に赤ちゃん絵本等が入ったブックスタートパックを配布する活動。	22・70
ブックトーク	一つのテーマで様々なジャンルの本を順序立てて紹介することにより、聞き手に本の面白さを伝え、読みたい気持ちにさせることを目的とした手法。	13・22 36
プログラミング	プログラムを作成し、コンピュータにさせる仕事を順番に書くこと。	45
プログラミング的思考力	自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つひとつの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、を論理的に考えていく力のこと。	5
放課後子ども教室	子どもの居場所づくりを目的に、放課後や長期休業中などに小学校の空き教室や近隣公共施設等を活用して、地域の住民の参画を得て、児童を対象に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施するもの。	20・59 61

用語	解説	ページ
放課後児童クラブ	小学校に就学している子どもで、その保護者が労働等により家庭にいない場合に、授業終了後に児童厚生施設等を利用して遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る活動。	59
訪問教育相談員	不登校の児童生徒のいる家庭へ出向き、子どもや保護者が抱く孤独感を解消し、SC（スクールカウンセラー）による専門指導や適応指導教室での支援につなげる役割を担う者。	25・40
ホームスタディ制度	学習意欲があるにも関わらず長期欠席の状態にある児童生徒に対し、学校や教室に復帰するためのきっかけを作るために、児童生徒の自宅に教師等を定期的に派遣し個別に授業をするという在宅学習支援制度。	40
母語支援員	学校において、日本語が理解できない児童生徒及びその保護者と教員などの学校関係者の間に入って、「言語」のサポートや「異文化理解」のための情報提供を行うなど、主にコミュニケーションでの円滑なやりとりを支援する者。	24・25 38

#### 50音順 【ま行】

用語	解説	ページ
学びの礎ネットワーク	子どもの自尊感情を高めることを目的とし、安心して自分らしく学校生活が送れるよう、支援するため、各中学校区の関係者が課題や背景を共有し、困難な状況にある子どもに焦点を当てながら、課題解決に向けた連携・協働した実践をすすめる事業。	18・39
学びの芽生え	幼児期における遊びの中で、楽しいことや好きなことに集中することを通じて、頭も心も体も動かして主体的に様々な対象とかわりながら総合的に学ぶこと。	8・35 44
メンタルヘルス不調	厚生労働省の『労働者の心の健康保持増進のための指針』によると、「精神及び行動の障害に分類される精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活及び生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むもの」と定義されている。	54

#### 50音順 【や行】

用語	解説	ページ
やまのこ	次代を担う子どもたちが、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力を育むことを目的とした体験的な森林環境学習のこと。県内の小学4年生を対象としている。	50
ヤングケアラー	法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どもたちのこと。	40

用語	解説	ページ
ユニバーサルデザイン	年齢・性別・文化・身体状況など、人々が持つ様々な個性や違いに関わらず、誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちの建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方。	55
幼小接続カリキュラム	幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るために作られるカリキュラムのこと。小学校教育に向かう幼児期の全体的な計画（教育課程を含む）【アプローチカリキュラム】と幼児教育との円滑な接続を意識した小学校入学時の教育課程【スタートカリキュラム】を合わせ、幼児期と児童期の「学び」をつなぐもの。	17・44
幼児教育・保育アドバイザー	幼児教育・保育の専門的な知見や豊かな実践経験を有し、就学前施設等への訪問支援等を通じて、教育・保育内容や指導方法、環境の改善について助言等を行う者。	53・54
読み解く力	文章や図、友達とのやりとりなどから、様々な情報を読み解き理解する力、理解したことをもとに自分の考えを構築する力のこと。教科書の学習や普段の生活、本や新聞を読むことなどを通じて、「読み解く力」を高めることができる。	11

## 50音順 【わ行】

用語	解説	ページ
和食の日	栄養バランスが良く健康的で、食材の持ち味を生かした調理法や自然や季節の表現、年中行事と関わった豊かな食文化等、和食の良さを見直し和食を味わう日のこと。	46

## 2 近江八幡市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

○近江八幡市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和3年5月26日

教委告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育に関する施策を総合的かつ体系的に推進するための中長期計画である近江八幡市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、市民、教育関係者、有識者等からの幅広い意見及び提言を基本計画に反映させるため、近江八幡市教育振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、基本計画について必要な事項を審議し、答申を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 学校関係者
- (4) 地域住民を代表する者
- (5) 社会教育・体育関係団体に所属する者
- (6) その他教育長が必要とする者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から基本計画の策定が完了した日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長は、災害その他特別の理由により会議を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項及び議決日をあらかじめ通知し、書面により表決する方法によりこれを決することができる。この場合において、当該議決日を会議の開催日とし、当該書面の提出があった者を出席者とみなす。

(関係者の出席要請等)

第7条 委員会は、必要と認めるときは関係者に対して会議への出席を要請し、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

### 3 近江八幡市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏 名	所 属	区 分
1	日岡 昇	前近江八幡市教育長	第1号委員(学識経験を有する者)
2	葛島 実加	市PTA連合会代表	第2号委員(保護者を代表する者)
3	冨江 康子	小学校代表 (北里小学校長)	第3号委員(学校園関係者)
4	楠本 茂樹	中学校代表 (八幡中学校長)	第3号委員(学校園関係者)
5	深井 千恵	幼稚園・こども園代表 (八幡幼稚園長)	第3号委員(学校園関係者)
6	青山 孝	市連合自治会代表	第4号委員(地域住民を代表する者)
7	三上 英夫	市青少年育成市民会議代表	第5号委員 (社会教育・体育関係団体に所属する者)
8	河村 智	市スポーツ推進委員会代表	第5号委員 (社会教育・体育関係団体に所属する者)
9	小川 貴子	市商工会議所 女性会	第6号委員(その他教育長が必要とする者)

## 4 計画策定の経過

開催日等	内 容
令和3(2021)年10月28日	第1回近江八幡市教育振興基本計画策定委員会 ・委嘱状及び任命書の交付 ・本委員会の趣旨、位置付け等について ・自己紹介、委員長及び副委員長の選出について ・教育長より近江八幡市教育振興基本計画策定委員会へ諮問 ・「後期計画」の成果と課題 ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」概略スケジュール 等
令和3(2021)年12月22日	第2回近江八幡市教育振興基本計画策定委員会 ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」(素案)について ・今後のスケジュール等について
令和4(2022)年1月20日	第3回近江八幡市教育振興基本計画策定委員会 ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」(パブリックコメント案)について ・パブリックコメント実施方法等について ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」〈概要版〉について
令和4(2022)年 1月25日から2月25日まで	パブリックコメントの実施
令和4(2022)年2月16日	2月教育委員会定例会 ・経過及び現状報告
令和4(2022)年3月10日	第4回近江八幡市教育振興基本計画策定委員会 ・パブリックコメントに寄せられた意見について ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」(最終案)について ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」リーフレット版について ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」周知方法等について
令和4(2022)年3月11日	近江八幡市教育振興基本計画策定委員会より教育長へ答申
令和4(2022)年3月15日	3月教育委員会臨時会 ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」策定





にこまる

発行：近江八幡市教育委員会事務局 教育総務課  
〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地  
電話 0748-36-5539 FAX 0748-32-3352  
E-mail [040200@city.omihachiman.lg.jp](mailto:040200@city.omihachiman.lg.jp)